

## (1) 瓦

小破片のみでの分類は困難なものが多い。したがって分類に際しては、個々の種類固有の特徴を有するものについてはそれに従い分類したが、不明瞭なものについては、軒丸瓦・軒平瓦に対する丸瓦・平瓦、熨斗瓦に対する平瓦など、製作にあたりその素材となった種類に含めたものも多くある。なお今回瓦の法量を基にした分類は行わなかつたが、種類ごとの法量の特徴を別に検討している。

**丸瓦系** 軒先を飾る軒丸瓦と、屋根の大部分を占める丸瓦がある。

軒丸瓦：瓦当部や瓦当部が剥離した痕跡が認められるもので、形状から 1 類 玉縁有り 2 類 玉縁無し に分類した。さらに瓦当文様から A a 類 珠文三巴文（左巻き+珠文数17）、A b 類 珠文三巴文（左巻き+珠文数21）、B 類 三巴文（左巻き）に分類した。釘穴を有するものがある。

丸 瓦：凸面は縦位の強いナデ調整、凹面はコビキ痕、布目痕、吊り紐圧痕、棒状工具による刺突痕などが認められるもので、形状から 1 類 玉縁有り、2 類 玉縁無し、3 類 隅切 に分類した。釘穴を有するものがある。2 類は仙台城跡の調査で出土したもので、若林城跡の調査では出土しておらず、3 類は本調査では出土していない。

**平瓦系** 軒先を飾る軒平瓦と、屋根の大部分を占める平瓦がある。

軒平瓦：瓦当部や瓦当部が剥離した痕跡の認められるもので、瓦当形状から 1 類 軒平瓦、2 類 滴水瓦 に分類した。さらに瓦当文様から軒平瓦を A 類 三葉文、B 類 桔梗文、C 類 菊花文 に分類し、滴水瓦を A 類 花菱文、B 類 剣花菱文 に分類した。

平 瓦：凹面は横位の後、端部のナデ調整、凸面は縦位のナデ調整が施され、一部に離砂が認められる。形状から 1 類 平瓦、2 類 水返し付、3 類 隅切 に分類した。

**棟瓦系** 大棟や降棟に葺く伏間瓦や熨斗瓦の他、棟に込める輪違いや菊丸瓦、棟と屋根との隙間に詰める面戸瓦がある。

伏間瓦：形状により 1 類 角桟伏間瓦、2 類 棟止瓦、3 類 垂れ付 に分類した。2 類の棟止瓦には A 類 菊花文 があるが、1・2 類は本調査では出土していない。

熨斗瓦：平瓦を縦半分に分割した形状で、製作工程上で ①類 焼成後分割、②類 焼成前分割 に分類した。①類は凹面の端部片側に分割線が残り、②類は分割による割面に簡易なケズリ調整を施している。①類の中には割面が被熱したものがあり、凹面には別の分割線が残存するものや、滑り止めのためのヘラ状工具による刻線が数本認められるものがある。

輪違い：丸瓦を横1/2程度に分割した形状で、凸面は横位のナデ調整、凹面はコビキ痕、布目痕、吊り紐圧痕が認められる。狭端部と広端部があり、狭端部側の形状から 1 類 直線型、2 類 丸型、3 類 丸瓦からの転用 に分類した。3 類は本調査では出土していない。

菊丸瓦：周縁を持たない菊花文の瓦当部や、その瓦当部が剥離した痕跡の認められる差込み部で、瓦当文様は A 類 菊花文 のみである。差込み部は短く幅狭で、先端が細くすぼまる形状である。差込み部の凸面はナデ調整、凹面は粗いナデ調整とコビキ痕がみられ、布目痕は認められない。

面戸瓦：主に丸瓦を横1/3程度に分割した形状で、凸面はナデ調整、凹面はコビキ痕と布目痕があり、凹面の四辺にケズリによる面取りが施されている。形状から 1 類 直線型、2 類 丸型、3 類 隅切、4 類 引掛け付 に分類した。1 類と 2 類は両端部が弧状に面取りされるものが多く、4 類は本調査では出土していない。

**飾瓦系** 棟先などを飾る瓦で、鬼瓦とみられるものがある。

鬼 瓦：形状や文様等から鬼瓦の特徴をもつもので 1 類 海津型 のみ認められる。

**その他** 上記の分類に該当しない瓦。

不明瓦：小破片や摩滅のため種類や形状の判別がつかないものを不明瓦とした。

### 古代の瓦

平 瓦：硬質の瓦で、凹面に布目痕と凸面に縄目タタキが認められる。

**近現代の瓦** 本瓦とは異なり、丸瓦と平瓦が一体化した棟瓦や軒先を飾る軒棟瓦と鬼瓦がある。

軒棟瓦：瓦当部や瓦当部が剥離した痕跡の認められるもので、凹面、凸面とも丁寧なナデ調整が施される。形状により 1類 軒棟瓦、2類 廻隅 に分類した。さらに瓦当文様から A類 珠文三巴文+江戸式唐草文、B類 無文（石持）に分類した。2類は本調査では出土していない。

棟 瓦：瓦当部が無いもので、凹面、凸面とも丁寧なナデ調整が施され、釘穴や滑り止めの櫛目などの特徴を有するものがある。1類 引っ掛け付、2類 引っ掛け無し に分類した。

鬼 瓦：形状や文様等から鬼瓦の特徴をもつもので、1類 文字瓦 のみ認められる。

種 類	形 状	瓦当文様	製作工程	寸法規格
丸瓦	軒丸瓦	1類 玉縁有り		二寸物
		Aa類 珠文三巴文（左巻き）珠文数17		一寸物
		Ab類 珠文三巴文（左巻き）珠文数21		
	丸瓦	2類 玉縁無し		九寸尺
		B類 三巴文（左巻き）		
		1類 玉縁有り		二寸物
平瓦	軒平瓦	2類 玉縁無し *		一寸物
		3類 隅切 *		九寸尺
		1類 軒平瓦		
		A類 三葉文+唐草文（隆縁状）		
	平瓦	B類 桔梗文+唐草文（隆縁縁状）		
		C類 菊花文+唐草文（隆縁縁状）		
		2類 滴水瓦		
棟瓦	伏間瓦	A類 花菱文+子葉+唐草文（隆縁縁状）		一寸物
		B類 劍花菱文+双葉文（周縁帶）		九寸尺
		1類 平瓦		
	輪違い	2類 水返し付 *		八九物
		3類 隅切		
		1類 角棟伏間瓦 *		
	熨斗瓦	2類 棟止瓦 *		
		3類 垂れ付		
		1類 熨斗瓦	①類 焼成後分割	一寸物
	面戸瓦	1類 直線型	②類 焼成前分割	八九物
		2類 丸型		
		3類 丸瓦転用 *		
		4類 引掛け付 *		
飾瓦	鬼瓦	1類 海津型		
その他	不明瓦			
古代の瓦	平瓦			
近現代の瓦	鬼瓦	1類 文字瓦		
	軒棟瓦	1類 軒棟瓦	A類 珠文三巴文+江戸式唐草文	
		2類 廻隅 *		
		1類 引掛け付	A類 珠文三巴文+江戸式唐草文	
	棟瓦	2類 引掛け無し		
		1類 墬瓦 *		
	棟込瓦 *			

※ 本調査で未確認

第22表 瓦分類表

## [特 徴]

調査で出土した瓦は全て燻し瓦である。一般に近世から現代の瓦は表面が灰色や銀色を呈する燻し瓦であるが、今回の調査で出土した若林城期の瓦は燻しの状態が一定せず、中にはほとんど確認できないものや、焼成不良により黄褐色となったものも一定数存在する。しかしこれらは焼成状態や廃棄後の瓦の状態に起因するものと考えられ、本来的には同一状況下での製作と考えられることから、以下では瓦の遺存状態による別は問わず、あくまでも用途別による種類とその形状の分類等を基準に行い、さらに調整内容や個々の特徴についてみることとする。

### 丸瓦系

#### 軒丸瓦

出土した軒丸瓦はほとんどが瓦当部の破片であり、瓦当部径などが判明するものは少ないが、瓦当文様が判別できるものは比較的多い。文様が分類可能なものの34点のうち、A類の珠文三巴文は20点あり、過半数を占めている。珠文数17個のA a類は8点あり、瓦当部径が19cm前後のものが多いが、F 60のみ16.0cm程度と一回り小型である。また珠文の径はほとんどが1.4~1.5cmであるのに対し、F 60は1.1cmである。珠文数21個のA b類は12点あり、瓦当部径が概ね17cm前後とA a類に比べ全体に小型である。珠文の径も0.9~1.0cmと瓦当部径同様に小さいが、これは珠文数が多いことに関係するとみられる。B類の三巴文は14点あり、瓦当部径は17cm前後のもののがほとんどである。A・B類共通する文様の特徴としては、巴が全て左巻きで、頭部はやや平坦で、尾は半円を描くように長く伸びることであるが、A類の珠文は巴部分と同程度の高さで盛り上がりが明瞭である。また三巴文は周囲に珠文が配置されることでB類より一回り小さいものである。

大きさと丸瓦部の形状が判明するものはF 45・51~53の4点があり、F 52・53の三巴文のものには玉縁が付き、F 45・51の珠文三巴文には玉縁が付かない。第5次調査出土の珠文を有するものに玉縁が付くものがあるが、珠文数は17個で、玉縁が無いF 45・51は21個と異なっている。玉縁が無い2類は尻部が全体に丸くすぼまる形状で、一般に直線的となる行基式とは明らかに異なるものである。このような尻部がすぼまる形状の丸瓦は軒瓦がほとんどであり、その形状から軒瓦の後ろには丸瓦が接続しないことが想定される。以上のことから、玉縁の無い軒丸瓦は通常の軒先に葺かれたものではなく、妻側の掛瓦や大棟の甍瓦などとして使用された可能性が高く、またその場所の違いにより瓦当文様が異なることを示している可能性がある。

軒丸瓦の丸瓦部は通常の丸瓦とほぼ同様の大きさと作りで、凸面は全体に強い縦位のナデの後、玉縁の付け根やすぼまる尻部、瓦当部との接続部分に横位のナデが施されている。凹面にはコビキ痕、布目痕、吊り紐圧痕が認められ、側部に角立った面取りが施されている。また瓦当部との接合面には数条の櫛目（第315図）を入れ、密着させる工夫がみられ、F 4などに顕著に認められる。釘穴があるものは3点あり、穴は直径1.5cm程度のものである。位置は胴部中央より尻部に寄った場所にあり、凸面側から穿穴している。

丸瓦部のみ残存するものとしてはF 16・18・19・56がある。F 56は瓦当部周縁の一部が残存するのみで、文様は不明であるが、通常の軒丸瓦の丸瓦部と瓦当部の接合角度と比較し、65°程度で丸瓦部から瓦当面への反りが大きい。瓦当部分の突出は見られないが、棟先を飾る鳥伏間の可能性がある。F 16・18・19は尻部がすぼまる2類とみられ、おそらくは瓦当面を有すると判断されるが、中でもF 18は瓦当部を含めた長さが25cm前後と明らかに短いものと推定され、同じ2類でも長さ約31cmのF 45・51とは葺かれた場所が異なるとみられる。

### 丸 瓦

出土した丸瓦は全て玉縁が付く1類で、2類や3類の隅切は出土していない。

図化した52点中、全体長が分かるものは21点、瓦のきき足となる胴部長が分かるものは23点あり、長さは27.1~35.5cm、幅は13.7~19.2cm、高さは6.4~9.7cmの大きさのものを確認した。中には玉縁が欠けているにもかかわらず、胴部長のみで40cm以上のものもみられるなど多様である。瓦の性格上、規格性が強いことを重視し、長さを基準に

大きく4種類に分類したが、中には資料数が1点と少ないものもある。最も大型のものはF83で、玉縁端部が欠損しているものの、胴部長が40.2cmと極端に長く、幅14.3cm、高さ6.8cmで、かなり細長い印象を受ける形状のものである。次に長いのはF37で、長さ35.5cm、幅19.2cm、高さ9.7cm、厚さ3.0cmと全体的に大型のものである。最も数量が多いのは、長さ29.8～32.7cm、幅15.1～18.0cm、高さ7.2～8.5cmの範囲に19点ある。最も小型のものはF35で、長さ27.1cm、幅15.0cm、高さ6.9cmである。

製作上の特徴としては、軒丸瓦同様に凸面は縦位の強いナデの後、端部に横位のやや弱いナデが施され、凹面にはコビキ痕、布目痕、吊り紐圧痕、棒状工具による刺突痕などが認められ、端部に数面の面取りが施されている。凸面の縦位ナデは道具の単位が明瞭にわかるケズリ状の強く平滑なもの（第315図）で、ヘラ状工具を使用し、焼成後に光沢をもたせる意図も考えられる。端部のケズリは側端部の後に前端部と玉縁の順に行われており、側端部の先端はケズリの後にナデ調整を施して丸く収めている。

コビキ痕はほぼ横方向に複数走る平行の線で、これは全てが鉄線を用い粘土を塊から板状に切り取った「コビキB」技法による痕跡（第315図）であり、丸瓦系全ての瓦に共通して確認できる。線の方向は全て丸瓦に対して直交することから、素材となる粘土板は決まって同じ向きで型に巻かれたことがわかる。吊り紐圧痕は丸瓦製作時に型に巻いた粘土板を外しやすくするため、型と粘土の間に巻いた布袋を引き抜くための紐の痕跡か、粘土の滑り止めとして布に縫い付けたもの（第315図）で、F25・29・37・65・78・84・86～88に確認できる。紐痕跡の幅は全て0.5cm程度で、中には8cm～10cm単位の幅で、上下8～15cm程度の長さで波状に付けたことがあるものもある。F35・36・62・67・72・78・81・87には先端が幅1cm程度の棒状工具による刺突痕が認められ、これは型に張り付いた丸瓦を外すために突き刺した工具痕跡（第315図）とみられ、方向は上下どちらか一方から刺突し、同じ場所を5回から多いものでは20回程度も繰り返し刺したものもみられる。

F38・70・75・89の凹面側には平瓦の凸面に残るような砂が認められる。これについては、型から外した丸瓦の凸面や側部を調整や成形する際の、いわゆる離砂である以外、切り出した粘土板を乾燥させる際の接着防止などを目的としたものの可能性があるが、明確ではない。

丸瓦には軒丸瓦と同様に釘穴があるものがあり、直径は1～1.5cm程度で、ほとんどがほぼ胴部中央にあるが、G64は尻部に近い側に認められる。

F92とF93の玉縁に近い凸面中央に、「上」を篆書で表した印判が認められる。第5次調査でも2点確認されているが、現時点ではそれが瓦の製作に関わるものか、或いは葺き位置等に関わるものかなどは不明である。またF43の凸面中央には「六ノ口」と読める焼成前に刻まれた浅い線刻が認められるが、この意味についても不明である。

玉縁を伴わない丸瓦2類は今までその出土が無い。通常なら連続して葺かれる丸瓦にはそぐわない形状といえるが、その特徴が軒丸瓦2類にみられる。この瓦は掛瓦などに使用されたものと考えられることから、軒丸瓦1本で棟に收まる屋根以外、2本をつなぐ場合などには丸瓦2類の必要性があるものとみられ、この場合の軒丸瓦は玉縁付きとなるとみられる。

## 平瓦系

### 軒平瓦

図化したもので瓦当文様が判別できるものは30点ある。これらの中には瓦当部幅が一定の1類の他、瓦当部の形状が逆三角形となり高さがある2類の滴水瓦も含んでいる。以後、1類を軒平瓦、2類を滴水瓦として表記する。

軒平瓦は中心飾りが三葉文となるA類が16点と最も多い。三葉文は3葉とも下に垂れ、隆線状の縁により表現されている。両側に配置された唐草文は左右対称で、中心側の葉が下巻き、外側が上巻きに反転したもので、文様全体が隆帶状に盛起しているものである。瓦当面の大きさは、幅が25～26cmあり、27cmと推定されるものもある。また高さは4.4～5.1cmである。中心飾りが桔梗文となるB類はG103の1点のみで、花弁は5枚で、三葉文同様に隆

## (1) 瓦

線による縁で描かれている。唐草文は片側のみの残存であるが、左右対称に配されるとみられ、三葉文とは異なり、反転する2葉の中心側が上巻き、外側が下巻きとなり、中心文様同様に隆線による縁となっている。中心側の葉は小さいものである。瓦当面の幅は不明であるが、高さは5.4～5.6cmで、A類より高い。他にG 6・17・108は中心飾りが欠損するが、残存する唐草文の特徴からB類とみられる。中心飾りが菊花文となるC類はG 109の1点のみで、花弁は8枚で、隆線による縁で描かれている。中房は点状である。唐草文は左右対称に配され、A・B類とは1葉多い3葉が上下に反転するうち、中心側と外側が上巻き、中央が下巻きとなり、隆線による縁で描かれている。瓦当面の幅は29cm程度と推定され、高さは5.6cmで、幅・高さ共にA類より高く、高さはB類とほぼ同じ大型のものである。

滴水瓦は合計14点が出土しており、そのうち9点を図化した。ほとんどを占めるA類は、瓦当面上端部は軒平瓦とほぼ同様の傾斜をみせるが、下端の頸部は中央が角張り、左右各2か所がくびれることで、全体に波状となっている。瓦当部の幅は不明であるが、同様の特徴をもつ第5次調査出土品からみて29cm程度とみられ、中央部分の高さは軒平瓦が4.4～5.6cmなのに対し、唯一高さのわかるG 97が9.4cmと明らかに大型である。A類の中心飾りは4弁の花菱文で、花弁は左右のものが上下の花弁より長く、途中の段を境に細くなる。花弁中央の基部は窪んでおり、中房は径0.7cmの点状である。花弁の横に1枚の子葉が配置され、唐草文はその外側に下巻きと上巻きの唐草文が各1葉左右対称に配置されている。唐草文は縁が隆線状で高く、中心がやや凹んでいるが、軒平瓦のものと比較して全体に肉厚である。B類の剣花菱文はG 5の1点のみである。花弁はA類同様に上下左右に配置されるが、相違点は各花弁の間に剣文が取り付き、破片資料ではあるが花弁両側には唐草文が本来みられないことである。また瓦当面の形状はA類同様に下垂するものであるが、花弁を挟む左右の頸部周縁帯に双葉文を表した突起が組まれ、その下部の頸部中央が弧状となっている。

瓦当部と共に平瓦部分が残存するものは少ない。G 2は唯一ほぼ全体形状がわかるもので、長さ28.3cm、広端幅26.0cmである。凹面にはやや強い横位のナデの後、長辺側の両端に縦方向のナデが施され、凸面には主に縦方向の粗いナデで調整されており、大きさや調整は平瓦と同様である。ただし手前の瓦当部が広端側となり、またG 10・97・98・110などには凹面の瓦当部近くに縦位の強いヘラナデが認められることや、同位置の瓦当面との角にはケズリによる面取りが施されるなど、軒平瓦特有の特徴がみられる。

以上は軒平瓦と滴水瓦双方についてみられる特徴であるが、現時点では軒平瓦C類と滴水瓦A類の幅の広さが際立つものとなっている。平瓦をみると長さが30cmを越える大型のものは幾つかあるが、広端部幅が29～30cmのものがほとんど確認できないことから、これらと軒平瓦や滴水瓦がどのように組み合うのかは明らかではない。

G 14は瓦当部がほとんど欠損しているため文様は不明であるが、側辺に急に立ち上がる水返しが取付くことから、雨水を側辺で受け流す掛平瓦などの可能性がある。

## 平 瓦

通常の平瓦である1類は瓦全体の出土量のほとんどを占めるものであるが、図化した54点のうち、全体の形状と法量が推定できるものはG 18・116～118・121・122・134の7点程度と少なく、また長さ、広端幅、狭端幅のいずれかが判明するものが34点であり、他の種類の瓦と比較して残存と復元率は低い。今回の調査では側辺から内側に湾曲する水返しを伴う2類は出土しておらず、3類の隅切瓦はG 27・39・114であるが、全て広端部破片である。

1類の法量は、長さが26.6～33.6cm、広端幅が24.7～29.5cm、狭端幅が21.0～26.9cm、厚さが1.6～2.7cmのものが出土している。個々の法量をみると、丸瓦ほどのまとまりは明瞭に認められないが、相対的に大型のものがG 18・24・26・33・38で、これらの長さは32.5～33.6cm、広端幅は28.0～28.8cm、狭端幅は26.9cm、厚さは2.2～2.7cmとなっている。その他のまとまりとしては、長さは26.6～29.7cm、広端幅は24.7～26.1cm、狭端幅は21.0～23.7cm、厚さは1.6～2.6cmの範囲にあるものが該当し、大型のものとは長さや幅で大きな差がある一方、厚さに関しては大

差無いものもある。

平瓦の基本的な調整は、凹面にはやや強い横位のナデの後、側辺に沿って縦位のナデが施され（第315図）、凸面には主に縦位の粗いナデを施しており、多くのものの凸面に離砂が認められる。また凹面のナデは縦横個別に入れたものもあるが、横から縦に弧を描くように連続して入れたものも多数あり、そのほとんどは広端側から側辺にかけてのものである。このナデの目的については平瓦の重ね具合や丸瓦の葺き位置のほか、雨水の流し方などを考慮した上での調整の可能性もあるが、詳細は不明である。さらに前小口の狭端側には丁寧なナデが施されるものが多いが、後小口の広端側は無調整で切断したままの粗い形状や砂目などが残存しているものがある。

3類の隅切平瓦は広端側を斜めに切断成形し、その小口にケズリ調整を施している。隅の角度は概ね45°程度であり、G39・114には切断した先端近くに径0.8cm程度の釘穴が各2か所穿たれているが、G27に釘穴は無く、隅熨斗など別種類の可能性もある。

平瓦の破片にはG22-24・32・34のように、ほぼ中央で縦方向に割れているものがあり、その中には割口が被熱し燻されたものが数点認められる。これらは焼成中に亀裂が生じたものをそのまま平瓦として使用し、後に破損したものと考えられる一方、焼成前に亀裂が生じた平瓦を意図的に分割し焼成したことと考えられることから、当初、平瓦として製作したものを熨斗瓦に転用したものも含まれる可能性がある。

平瓦の小口には多くの種類の刻印が認められ、他の種類にはほとんど確認できない。平瓦にみえる刻印は文字を表すようなものは無く、ほとんどが竹管や棒状工具により刺したり引いたりした単純なもので、中には竹管の先端に切れ込みを入れたものや、棒の先端を方形や三角形に成形したものなどがある。他にはG40の平瓦凹面に、焼成前に施された数条の線刻が認められるが、何を表したものかその意図は不明である。

## 棟瓦系

### 伏間瓦

伏間瓦は棟の上部にのせた瓦で、今回3類とした平瓦の上下を逆にした形状で、両側面に垂れが付いた形状のものが1点出土している。これまでの調査では出土しておらず、反対に今回の調査で1類の角棟伏間瓦と棟先を飾る2類の棟止瓦は出土していない。

H135は垂れの片側が残存する破片で、垂れは高さ5cmが残存し、瓦本体との取り付き角度は115°程度である。調整は裏面である凹面に離砂が残るなど平瓦とは異なり、最終的には上側にあたる凸面が丁寧に仕上げられたものと考えられる。

### 熨斗瓦

出土した熨斗瓦は全て平瓦を縦に二分割したもので、分割面の特徴から焼成後に分割した①類と、焼成前に分割した②類がある。熨斗瓦の製作にあたっては、その成形工程が平瓦と同一であるため、分割前の想定される形状や面取り、ナデなどの調整については平瓦と全く同じである。

①類は焼成前に平瓦素材の凹面中央に分割線を入れ、焼成後にこれに沿って分割したもので、分割線が及ばず割れた割面は粗く、また分割線を外れて割れた部分も同様である。熨斗瓦のほとんどはこの方法により製作されている。一方②類は平瓦素材を焼成前に2分割し、その割口を簡易なケズリにより平坦面とし、その後に焼成したもので、H3・36・143の3点と少ないが確認している。

熨斗瓦の法量は、長さが27.3-33.4cm、広端幅が12.1-16.5cm、狭端幅が8.2-14.6cm、厚さが1.6-2.9cmとなっており、長さや厚さについては平瓦と同じ数値である。幅にばらつきがあるが、これはH11・33・147・152・157・164・171のように、焼成後の分割で分割線から外れて割れたものが多数あることによるものである。法量別にみると、H14・17・19は長さ33.1-33.4cm、広端幅15.8-16.5cm、狭端幅13.0-14.6cm、厚さ2.2-2.4cmと明らかに大型のものがあり、またその他にも長さ27.3-29.2cm、広端幅12.1-16.5cm、狭端幅8.2-14.0cm、厚さ1.6-

## (1) 瓦

2.6cmでまとまる一群がみられる。この傾向はその形状からみて熨斗瓦の全てが平瓦と同様の製作過程を経たものであり、焼成直前までは同じ素材であることからして、当然の結果と見ることができる。

①類の凹面に残る分割線はヘラ状工具による鋭い刻みで、幅や深さは様々であるが、その目的から基本的に垂直に入れた線幅は狭く、0.1cm程度であるが、中には2cm程度と極端に幅広いものもある。深さはごく浅いものからかなり深く切り込んだものもある。また中にはH23・31・40・140・171・173のように分割線が数条重複して入るものや、H32・41・152のように弧状となるものもあるが、前者については分割線の引き直し、後者については故意に行つたものではないと考えられる。さらに比較的鋭い分割線の中には、線の角に細かな剥離痕跡が連続して認められるものが多いが、これは瓦の乾燥段階に硬化した瓦に分割線を入れた際に剥離したもの可能性がある。

各所の調整については平瓦に準じているが、多くの凹面に幅広い刻線が縦位に複数施されるものがある。これは瓦を棟に積み重ねる際の滑落防止を目的としたものと考えられ、①・②類の区別無く存在する。刻線は図化した82点中39点にみられ、概ね半数近くに施されている。刻線は少ないもので1条、多いものは6条確認できるが、2ないし3条のものが多く、分割線と同様に幅や深さには様々な違いがあり、線を刻むにあたってはヘラ状の工具を斜めに倒し、幅広の線を刻む意図がうかがえる。

熨斗瓦①類においても平瓦でみられた割口が被熱し燻されているものが、H8・9・13・14・16・17・29・41・148・161・162・167・171に確認できる。このようなものは第5次調査において、分割線に沿って焼成中に割れた可能性があるとしているが、分割線がそれほど深いものではないことに加え、割口の燻され具合にあまり差が無いことを考慮すると、瓦が整形後の乾燥中から焼成までの間に何かしらの意図を持って分割したか、あるいは意図せず割れたものである可能性も否定できない。

また一般に熨斗瓦は反り熨斗、直熨斗、起り熨斗など、反り方による分類がされている場合がある。しかし本遺跡出土の熨斗瓦についてはあくまでも平瓦を素材とし造られるのが特徴から、全てが一定の反り具合をみせ、これが反りを意識した上での製作工程かは不明である。

熨斗瓦の小口には平瓦に確認した刻印を有するものがあるが、種類はほぼ同様で、熨斗瓦特有の刻印は無い。熨斗瓦はその機能を考えると、本来不要であるはずの凹面の丁寧なナデ調整が施されるなど、目的は別として製作工程上は平瓦として成形されたものである。ただし分割線や刻線の存在などから、乾燥段階には用途が決定し、平瓦素材と区別されたものとみられる。以上のことから、熨斗瓦は棟瓦として特定の位置に葺かれるにもかかわらず、専用品としてではなく、転用可能な平瓦として製作されたものと考えられる。その背景には当時、瓦の製作が用途別には完全に分化しておらず、それは多少手を加えることで製作可能であり、かつ使用に耐える転用品を多用することで無駄なくかつ短期間に数量を確保することができる方法であったと考えられる。

## 輪違い

輪違いは狭端部の凸面や側面形状が直線的な1類と、丸くすぼまる2類がほとんどであり、その傾向は従来と同じであるが、今回、形状から丸瓦からの転用の可能性がある3類は出土していない。全体形状が分かるものを図化した53点のうち、1類は28点、2類は25点ある。H176は短く広端と狭端の幅に差が無く、面戸瓦に類似した形状であるが、面取りの特徴から1類とした。

分類別の法量は、1類が長さ13.0～16.7cm、広端幅15.0～16.8cm、狭端幅10.2～14.0cm、高さ5.8～8.0cmで、2類が長さ13.0～16.7cm、広端幅14.5～16.0cm、狭端幅8.0～11.5cm、高さ5.3～7.7cmである。双方とも多少のばらつきはあるが、長さは見た目にさほど差は無く、狭端幅の差が目立つ程度である。これは素材の成形過程に起因するものと理解できる。

輪違いの成形や調整の特徴は、1・2類とも原則として凸面に横位のナデが施され、凹面の周囲にはやや幅のあるケズリによる面取りが施され、側面端部は粗く丸められている。また丸瓦にみられるコビキ痕や布目痕など製作

段階の特徴も確認できる他、今回新たに第5次や第7次調査で確認できなかった吊り紐圧痕を確認した。ただし吊り紐圧痕が残るものは2類のH174と、長さが短く分類が不明瞭なH176のみに限られる。凹面布目と重複する棒状工具による刺突痕は今回確認できなかった。1・2類の相違点としては、凹面の狭端部側に布目にシワ（第315図）がよるもののが2類に多いことがあげられる。さらに2類のような狭端部の内側にすぼまる形状が葺土や漆喰との固定の点から、瓦の滑落を防止する機能があるとの考えもあるが、1類と2類同士の組み合わせは安定性に問題が生じることが考えられるため、もし機能面での形状の差を考えて製作している場合には、使用する屋根で形状の統一を図っていた可能性もある。

凹面周囲の面取りの順序は、側辺の後に広端辺と狭端辺の順に行われ、広端辺は全体ではなく両隅のみに入れるものが多い。凸面の狭端部には縁に沿い僅かに隆起するものがあるが、これは素材を切断し成形し直す際の痕跡と見られる。また小口のナデは広端部側が丁寧なのに比べ雑な調整である。以上のこととは、輪違いを葺くにあたっては、広端部小口を前面に向け装飾として面取りは広端部にあまり施さず厚みを残し、さらに狭端部と側面に入れ薄くすることで棟内に挿入し易くするための加工と考えられる。また同時に瓦の軽量化を図ったとも考えられる。

輪違いを製作するにあたっては、丸瓦素材からの二分割によるもの以外に、丸瓦とは別の専用の型により成形したものを作り分ける方法が想定されている。今回確認できなかった3類は厚みや側部の面取り形状等の特徴から前者によるものと考えられるが、1・2類については双方の可能性を残している。

1・2類と丸瓦との類似点は凹面に残るコビキ痕や布目、そして僅かに確認した吊り紐圧痕程度である。しかし、特に2類の特徴は軒丸瓦2類に極めて類似することで、丸瓦との強い共通性をみせている。輪違いの製作にあたっては、この軒丸瓦2類で使用した形状の型に粘土板を巻き成形した丸瓦状のものを、2つに半割するのに加え、上下も2分することで合計4個の輪違いを製作したと推定される。このため上部の2個は狭端部がすぼまり、下部の2個は直線のままの形状となり、また2類の凹面に残る吊り紐痕跡は紐を上半部分にのみ取り付けた事に関係する可能性もある。このことは1・2類の長さが丸瓦の半分程度であり、双方の出土数が概ね同じであることに表れているといえる。

一方、あくまでも成形段階での面取り等による形状変化を除外した軒丸瓦2類や丸瓦全般との相違点として、輪違いの平均の高さが1cm程度低いこと、全体に薄手であること、凸面調整が丸瓦は縦位の強いナデなのに対し、横位の弱いナデであること、凹面に刺突痕跡が全くみられないことなどがある。

丸瓦は基本的に断面形が半円形に近い形状であるのに対し、輪違いは側面が斜めに切断・面取りされることで狭端部形状が本来の素材形状を見せず、最も残存良好な広端部側でも1/3よりは多いが、明らかに1/2に満たない形状である。瓦を効率良く製作する上では素材の半割が必要であり、これに満たないことは、当初半円状に分割したものを押し潰して低平にした結果とみることができる。

輪違いの厚さは最も厚い部分で2cm前後のものが多い。瓦の厚さについては、第318図で丸瓦、輪違い、面戸瓦の厚さを図示した。厚さ2cm前後のものは丸瓦にも多くみられるが、丸瓦は2.0cm以上のものが多く、一部には2.5cm以上のものもあるのに対し、輪違いは薄手といえ、両者が製作当初から素材面から作り分けを考慮していたものと考えられる。

凹面のナデについては、輪違いは棟に組み込まれるためナデなどの丁寧な調整はさほど必要としないとみられるのに反し、平滑で丁寧に仕上げられている。輪違いにはこの調整以前に丸瓦のような縦位のナデを施した痕跡は認められない。このことから輪違いや丸瓦の最初の調整にはこのようなナデを施し、丸瓦の縦位のナデはその後に施した丸瓦固有の調整の可能性も否定できないが、輪違いのナデはそのような粗調整とは区別できるものであり、あくまでも仕上げの作業とみることができる。

## (1) 瓦

輪違いは基本的には丸瓦同様に型に巻いた粘土を成形した後、分割する方法をとることが想定されてきたが、輪違いと丸瓦の間には粘土の厚み、凹面の吊り紐圧痕跡や刺突痕跡、凸面調整の違いなどの相違点があることも事実である。この中では粘土の厚みや調整面での相違は成形のための型の違いを示す根拠にはならず、また凹面痕跡についても型に巻かれた布や取り付く紐の有無、型から粘土を外す手法の違いにより状況は異なり、これらをもって輪違い専用の型による製作を裏付けることはできない。このため本来的には輪違いと丸瓦の幅の違いをより明確にすることでその存在の有無が明らかになるものと考えられる。

仙台城跡で出土例がある輪違いへの刻印は、若林城跡では確認していない。

### 菊丸瓦

菊丸瓦の瓦当文様は菊花文のみであり、花弁が分かるものはH112・186の2点がある。瓦当面には周縁が無く、瓦当部の直径は13.0cm程度、花弁数は10弁と推定され、これは第5次調査出土の完形品とほぼ同じものである。この他に差込み部のみのものがH111・185の2点あり、いずれも幅が狭く、先に向かい細くなる形状である。瓦当面の剥離痕跡が残ることで差込み長がほぼわかり、H111が17.0cm、H185が12.5cmとなるが、両者の長さが異なると共に、第5次調査のものとも異なっている。またH111は同じ棟込み瓦である輪違いに比べても明らかに長いものである。瓦当面と差込み部分の取付きはほぼ直角である。

調整は差込み部凸面が強めの縦位ナデ、凹面が縦位ナデを施し、コビキ痕や布目痕などは確認できない。後小口は粗い面取り調整で、H111の側面はケズリが施されている。

菊丸瓦は棟瓦の中でも特に出土量が少ないため、特定の建物に用いられた装飾瓦の可能性がある。

### 面戸瓦

面戸瓦は短軸方向に直線的な1類、短軸方向の一端部が僅かに丸くなる2類、丸瓦の胴部両端を斜めに平行切断したような隅切の3類がある。図化した32点のうち、1類が21点、2類が5点、3類が6点あり、1類が大半を占めている。2類の丸みは輪違いと形状が同じようなものである。3類には斜めに成形された前後端部が右側上がりのものと、左側上がりのものがある。今回の調査で4類の引掛け付は出土していない。

法量をみると、1類は長さ8.1～12.3cm、幅13.6～16.4cm、高さ6.4～7.5cm、厚さ1.5～2.6cmで、2類は長さ9.4～11.8cm、幅14.0～15.0cm、高さ7.0～7.6cm、厚さ2.0～2.5cmで、3類は全体形状が残るものはないが、厚さは2.2～2.6cmである。形状が近い1類と2類を比較すると、各法量とも差があり、大きな特徴は見出せないが、1類の長さで最も多いのは10cm程度のものであり、H98・99・100など長さ8cm程度の短い小型品を含む一方、12cmとなるものもある。また厚さは2.0cm以上のものが多いことから輪違いと比較して厚手であり、丸瓦に近いといえる。

調整については輪違いと共通するものが多く、1・2類の凸面には横位のナデ、3類には縦位のナデが施され、凹面には丸瓦や輪違いと同様にコビキ痕、布目痕、吊り紐圧痕などが認められ、端部4辺に幅の広いケズリが施されている。凹面に吊り紐圧痕が残るものは、1類ではH191・188・105・110、2類ではH193、3類では図化した全てに認められる。このように3類については縦位のナデや吊り紐痕の存在からみて当初は丸瓦として製作され、後に転用されたものの可能性もある。また輪違いに比べ、吊り紐圧痕を残す割合が多い。凹面のケズリはほとんどが長軸端部側の側辺に施した後に短軸側に施し、さらに長軸側辺は滑らかな弧状に仕上げられたものや、三辺程度に粗く面取りされたものがあるなど多様で、これは設置した際に、平瓦の凹面に接地しやすくするための加工とみられる。

面戸瓦の製作については、端部形状の特徴や調整面で輪違いとの共通点が多く、これもまた丸瓦製作との関連性が窺える。ただし1・2類の凸面には基本的に横位のナデが施されるが、H95のみ丸瓦同様の縦位のナデがみられることや、厚手な点は輪違いには無かった特徴である。

軒丸瓦2類の法量と比較すると、面戸瓦の長さは1/3程度で、幅・高さ・厚さについては小型から中型の丸瓦とほぼ同じである。輪違い同様に面戸瓦もまた丸瓦素材を横に輪切りに3分割したと仮定すると、1類が下部の2個体分、2類が上部の1個体分に相当し、1類の出土量が多いのはこのような分割方法を反映した結果とみられる。面戸瓦の型については専用の型の存在は確認できない。ただし丸瓦同等の厚みを有し、凹面に吊り紐圧痕が多く見られることなど、製作方法は輪違いに比べ丸瓦に近く、型を兼用していることも考えられる。

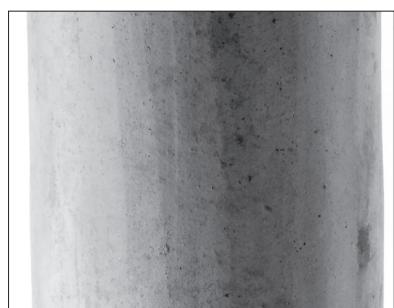
現時点での軒丸瓦2類程度の長さを有する丸瓦2類は確認できないが、軒丸瓦2類に取付き、また面戸瓦の製作に関係する丸瓦2類が存在した可能性は大きい。

### 飾瓦系

#### 鬼 瓦

鬼瓦で分類可能なものは1類の表面が無文となる海津型があり、図化したものではH198・200・201・205がある。いずれも中央部が良好に残存せず、表面に家紋瓦などを貼り付ける形態のものもある。

1類としたものの中でもH200・205は残存状況が良く、全体の形状が推定できるもので、大きさや調整もほぼ同じものである。H205の高さは32.8cm程度あり、頭頂から胴部の下部にある半円形の股ぐらまでが18cmあり、建物



丸瓦凸面縦位ナデ調整



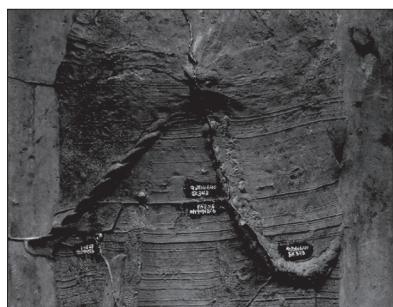
平瓦凹面横位ナデ調整



軒丸瓦接着面の櫛目状痕



丸瓦コビキ痕（コビキB）



丸瓦吊り紐圧痕



丸瓦棒状工具による刺突痕



丸瓦布目シボリ痕



輪違い布目シボリ痕(2類)



面戸瓦布目シボリ痕(2類)

第315図 瓦の調整と製作上の痕跡（若林城期）

## (1) 瓦

の大棟や降棟の端に置かれる跨鬼とみられる。表面には幅約6.5cmの平坦な周縁が巡り、内寄りにV字の溝が走り、全体に丁寧なナデが施されている。裏面は側端部に凸帯が巡る裏なし型とされるもので、凸帯より内側の調整は粗いナデが施されている。他にH199・201・202・206にもV字溝があり、同形状の周縁部破片とみられる。H201は股に半円の抉りがみられないため、丸立鬼の可能性がある。H198は頭部の一部で、調整は両面とも比較的丁寧にナデが施され、中央に径約1cmの固定のための釘穴が穿たれている。H113は破片のため上下など定かでないが、鰐か足の一部と考えられる。H196・204も周縁の破片であるが、裏面の側端部凸帯があり、全体が肉厚で、ケズリ調整なども施されており、大型のものか、前述のものとは異なる鬼瓦の可能性がある。

一般的に安土城築城以降、それまで社寺に限定されていた瓦葺きは城館にも使用されるようになるが、江戸時代初期の鬼瓦は装飾性が少ないとされ、若林城にみられる海津型は装飾的には簡素なものといえる。

### 古代の瓦

#### 平 瓦

G42が1点出土しており、破片であるが小口が僅かに残存している。厚さは1.7cmで、調整は凹面に布目痕、凸面に繩目タタキが残っている。焼成は硬質で灰色を呈し、胎土はやや粗く近世の瓦とは異なる。古代の瓦は隣接する南小泉遺跡や養種園遺跡でも出土例がある。若林城跡の北約3kmには陸奥国分寺跡や国分尼寺跡が所在し、また南約4kmにはそれ以前の官衙である郡山遺跡が所在しているが、本地区にはこれらと関係するような遺構の存在は確認できないことから、現時点では近隣にこれらの瓦を使用した遺構の存在は想定し難い。

#### 近代の瓦

##### 軒桟瓦

軒桟瓦には小巴の瓦当文様が珠文三巴文で、垂れが江戸式唐草文のA類と、小巴が無文のB類があり、出土したものは全て瓦当部や垂れの破片である。江戸式の唐草文は江戸時代中期から後期のものと考えられている。

A類はH118～120・209とみられ、小巴の三巴文は左巻きで、珠文数は8個で共通している。H119・209の小巴は直径7.4cm、珠径0.7cmで、巴の尾が長く細いものであるが、文様形態はほぼ同じである。H120の小巴は直径7.8cm、珠径0.6cmで、H119・209と比べ巴頭部は大きく尾は短いもので、文様はやや扁平となる。H118の垂れは均整唐草文で、江戸遺跡においてこの特徴を持つものは19世紀中頃以降のものとされている。B類はH210があり、小巴の直径は7.5cmで、扁平な無文は石持軒桟瓦と呼ばれ、垂れ部分も無文とみられる。

調整については桟瓦部の残存が少なく明瞭ではないが、凹面は横位のナデ後に小巴側の端を縦位のナデ、瓦当部端部は横位のナデが施されている。

##### 桟 瓦

桟瓦は搅乱中から多数出土している。尻の部分に引掛用の突起が付くものもあり、H211は両面ともナデ調整で、裏面にはすべり止めとして横位の櫛目状痕が2列認められ、また釘穴が穿たれ、尻には面取りされた切込みが片側に入れられている。

##### 鬼 瓦

近代の鬼瓦は1類の文字瓦のみであり、出土した2点を図化している。H117は二つ雲丸立鬼の足部分で、凹面の作りは裏なし型である。H116は「監」を表した文字瓦の頭部で、形状は丸張型、凹面の作りは裏なし型で、棟に固定するための竜頭が貼り付けられている。かつての宮城刑務所の六角塔には1類を使用したとされており、H116・117は同種類である可能性が高い。

### [刻印瓦について]

刻印のある瓦は線刻を含み平瓦73点、熨斗瓦40点、丸瓦3点の計116点を確認した。刻印の形態は第5次調査で分類を行っており、今回これに新たな種類の追加と若干の項目の変更を行った。なお平瓦の刻印が確認できるものには小破片が多いことから、本来は平瓦のみならず、多くの熨斗瓦が含まれている可能性がある。

刻印の分類は円形となる竹管等をそのまま、或いは刻み加工した工具を刺突したものをA類、先端を成形加工した棒状の工具を刺突したものをB類、文字を彫った印判を押したものをC類、ヘラ状や串状の工具などを刺突などしたものをD類、線刻をF類とし、さらに個々の形状や数の違いで細分した。また今回A3・A5・A7・E1類は出土していない。

A類は平瓦と熨斗瓦の小口に認められる。A1類は47点あり、形状は円形で、径が3～10mmと幅があるが、径10mmの大きめのものが多い。A2類は2点あり、径8mm程度の円が重なっている。A4類は16点あり、管を4等分する刻みを入れたもので、径は10～11mmとほぼ一定している。A6類は9点あり、半円形で幅はG77が4mmと小さい以外は8～9mmである。幅9mmとなるG81・94、H134は、両端が尖り、三日月形に近いことから、斜めに刺突したものとみられる。A8類は5点あり、径3mm程度の円が10～15mmの間隔で2つ並んでいる。このうちG67は近接して径2mmの刺突痕が1つあるが、刻印と関係するものは不明である。

B類は平瓦と熨斗瓦の小口に認められる。B1類は12点あり、長方形を対角線で割ったような形状の三角形で、長さは6～9mmである。B2類は5点あり、横長の六角形の先端に縦に3条の刻みを入れ4等分したような形状で、幅は10mm程度である。刻印の中でも特徴的なものである。B3類は3点あり、幅8～9mmの間隔で刻みが平行に並んだ形で、長方形の両端を残し中央を窪ませたものによるものと考えられる。B4類は3点あり、幅が5×3～9×4mm程度の長方形である。

C類は丸瓦の凸面中央にのみ認められる。C1類は2点あり、陰刻による幅7mmの方形の枠の中に「上」を篆書で表しているもので、他の刻印とは性格の異なる感のあるものである。

D類は平瓦と熨斗瓦の小口か側面に認められる。D1類は3点あり、幅10～24mmのヘラの先端による圧痕であり、刺す角度により長さが異なるものもある。D2は4点あり、径1～4mmの串等による刺突痕で、小口に加え側面にも認められるもので、意図的なものでない可能性もある。D3は3点あり、D2程度の径1.5～4mmの刺突が等間隔に3～5つ並び、櫛状の工具先端を用いている可能性がある。

F1類は1点あり、平瓦であるG40の凹面に線刻が4本認められるが、意味のあるものは不明である。F2は1点あり、丸瓦であるF2の凸面中央に「六ノ□」？と読める浅い線刻が認められる。

刻印はC類を除きその殆どが身近な道具等を利用して押した簡易なものである。またこれまでの調査でも一定量の出土があるが、瓦全体に占める割合は決して多くはない。一般的に刻印する目的としては、瓦を製作した工人を示すものや、瓦を葺く建物や葺く場所などを示すものと考えられている。

同時期の瓦を大量に出土する仙台城を含め、現在、この地域における近世瓦の製作者や製作場所、そしてそれらを管理した藩体制など、瓦の製作をめぐる状況は明らかではない。そのような中、伊達政宗により造営された瑞巖寺の滴水瓦には、瓦工個人か窯を示すとされる「源五郎作」や「太田市兵衛」の名が押印されたものがある。しかし「源五郎作」の滴水瓦はその特徴から慶長期のものとされるが、刻印形態は本遺跡出土のものと比較し明らかに異質なものである。18世紀前半以前の瓦にみられる刻印は、製作者個人に関するもので、屋号あるいは姓にあたる表記が無く、名前のみを配している可能性があるとの指摘があるが、C類のような精緻な刻印ならまだしも、殆どを占める簡易なものについてはその対象外と判断される。また葺く場所の異なる平瓦と熨斗瓦の刻印の比較では、両者の刻印に違いなどは見られず、現時点ではこれをもって葺き場所の違いを示すとの判断には至っていない。

種類	分類	刻印形状	種類	分類	刻印形状	種類	分類	刻印形状
刻印	A1		刻印	A8		圧痕	D1	
	A2			B1			D2	
	A3			B2			D3	
	A4			B3			E1	
	A5			B4			F1	
	A6			C1			F2	
	A7							

※ A3・A5・A7・E1は本調査で未確認

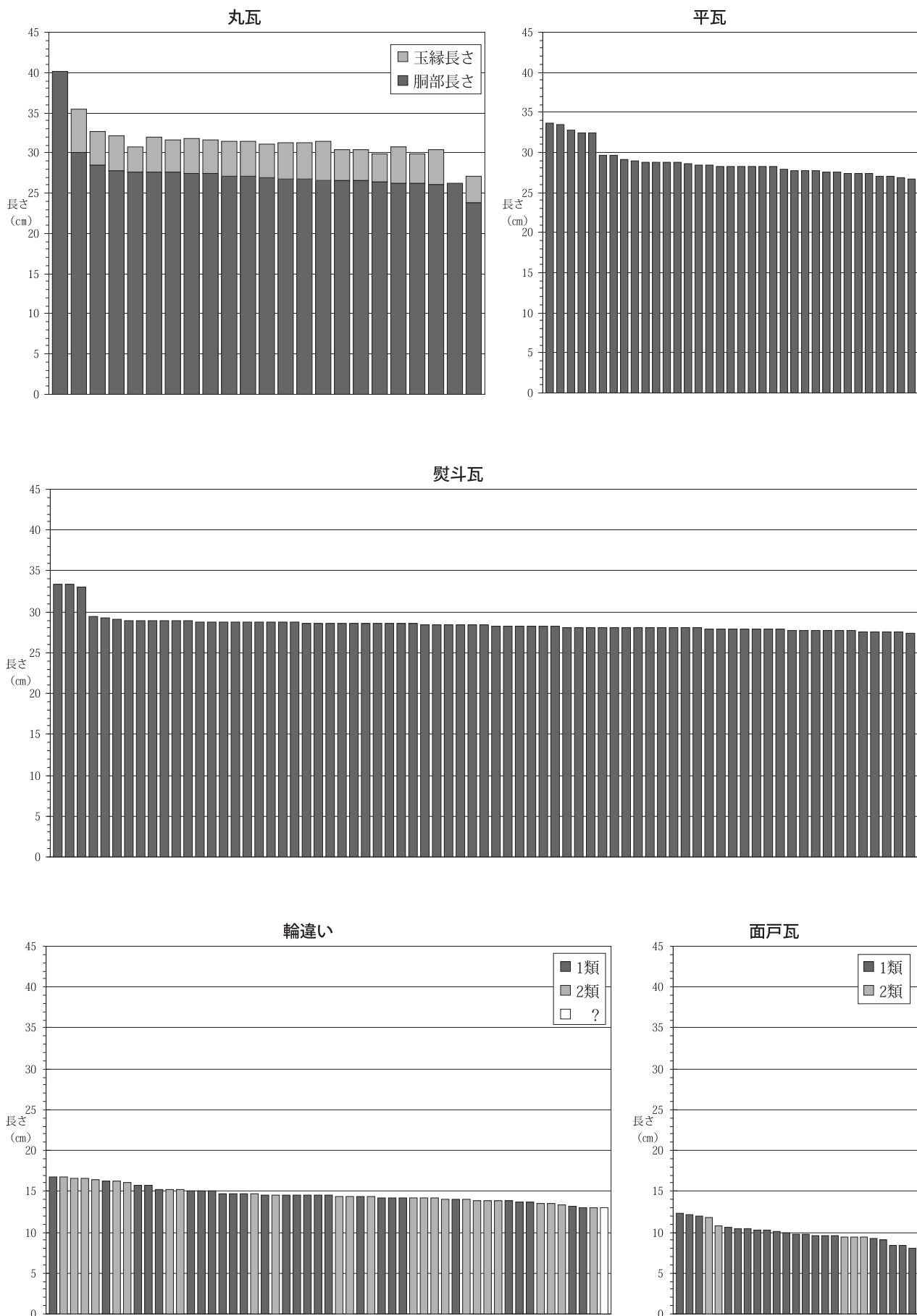
第316図 刻印他分類

### [若林城期瓦の法量について]

本瓦、中でも平瓦と丸瓦の大きさを示すにあたっては、その寸法が1寸違うごとに呼称が異なる（第23表）。これは平瓦の長さを基準としたもので、長さにより幅も異なってくる。また一般的にこれに組み合う丸瓦も同様の名前で呼ばれている。この表記についてはいつ頃から使用されたのかは不明であるが、今回出土した瓦については、当然ながら当時用いられてきた尺寸などの長さの単位により規格化され、製作されたと考えられることから、以下ではこの基準を参考に瓦の大きさの特徴を検討した。第317図は丸瓦、平瓦、熨斗瓦、輪違い、面戸瓦の長さを個体毎に並べて比較したものである。

### 丸瓦系

丸瓦は「きき足」とされる玉縁部を除いた胴部の長さが40.2cm（1尺3寸）のもの、30.1cm（1尺）のもの、26.1～28.5cm（9寸）のもの、23.8cm（8寸）のものに分類されるが、これを尺貫法による規格に基づき区分すると、長さ40cmのものは例外として、それ以外のものは二寸物（胴部30cm）、一寸物（胴部27cm）、九寸尺（胴部25cm）の規格に概ね対応している。出土割合をみると、多少の差はあるが、胴部が9寸程度のものが最も多く、全体の8割以上を占めており、1尺程度のものは1点のみしか確認できないが、これが第5次調査での小型と大型の別を示していると言える。丸瓦の幅については、幅があるものには厚いものが比較的認められるが、全体で見ると明確に長さに比例しているとは言えない。胴部長が最も長い40cm程のF83はSK338から出土したものであるが、幅が



第317図 瓦の長さ比較

大きさの種類		平均寸法(mm)				使用屋根坪数の範囲 (坪)	
名 称	別 称	平 瓦		丸 瓦			
		長さ	幅	長さ(胴部)	幅		
三寸物	一	390	360	330	195	700~900	
二寸物	一	360	330	300	180	500~700	
一寸物	一	330	300	270	165	200~500	
江戸物	九寸尺	300	270	250	150	40~200	
中江戸	八九物	270	240	220	130	10~40	
らんとう	長屋物	240	210	190	110	3~10	

\* 名称の由来について：一寸物以上は平瓦の長さ、九寸尺は平瓦の幅、八九物は平瓦の長さと幅によると考えられる  
坪井利弘1985「これだけは知っておきたい建築家のための瓦の知識」より転載

第23表 本瓦の大きさの種類

14.3cmと細身で、組合うと想定される大きさの平瓦は出土していないことから、通常の場所以外に使用された瓦とみられる。同様の長さを持つものは第7次調査でも1点出土している。玉縁の長さについては、胴部長が長いものと短いものの間には約3cmの差が認められ、全体でみると胴部長と玉縁長はある程度比例していると言えるが、最も多いグループ内をみると、相互の長さに規則性は見られない。

軒丸瓦では形状や葺く場所が異なるとみられる2類を除外し、1類となる2点の丸瓦部分に着目したところ、瓦当部を含む胴部長が概ね27cm程度となり、丸瓦の9寸程度のものに該当することがわかる。全体長のわかる軒丸瓦の出土数は極めて少ない中、多くがこの規格で作られているのに対し、第5次調査のF6はその胴部長が30cm程度の大型のものである。

### 平瓦系

平瓦は長さが32.5~33.6cm(1尺1寸)の大型のものと、26.6~29.7cm(9寸~1尺)の小型のものに分類される。大型のものは一寸物(長さ33cm、幅30cm)に概ね相当しているが、大半を占める小型のものについては個々の差が大きく、八九物(長さ27cm、幅24cm)と九寸尺(長さ30cm、幅27cm)の区別はできない。この傾向は個体数の多い熨斗瓦に顕著で、この状況から平瓦の製作にあたっては、小型のものについては同一規格のものとして扱っていた可能性が高い。第7次調査の長さのわかるもの4点は小型に、第7次調査での3点は大型に相当するものである。

軒平瓦の出土数もまた極めて少なく、全体のわかるものは1点のみであるが、その平瓦部分は小型のものと同様の大きさである。これまでの調査で出土した軒平瓦で小型のものは全て三葉文の文様を有するものであり、また大型のものは花菱文の滴水瓦が該当し、今回出土した菊花文の軒平瓦も大型の平瓦によるもの可能性がある。このように現時点では軒平瓦の形状や文様とその平瓦部分の法量には関係があるものとみられる。

### 棟瓦系

熨斗瓦は基本的に平瓦を分割したものであり、平瓦同様に長さが33.1~33.4cm(1尺1寸)の大型のものと、27.3~29.4cm(9寸~1尺)の小型に分類され、幅は全て不明であるが、長さの傾向は平瓦と同様である。小型のものについてはやはり細分できないが、図の通り、個体数が多いことで長さが平瓦以上に平均化する傾向が認められることから、小型の熨斗瓦についてはその基となった平瓦段階で同一規格の小型品として製作されたものと理解できる。熨斗瓦は小型のものが第5・7次調査で主体を占める一方、大型のものは第7次調査で1点出土したのみであり、今回の調査も加えても圧倒的に少ない。

輪違いは長さが13.0~16.7cmであり、平均の14~15cm程度のものが多く、全体で大きな差はなく長さの分類は難しい。狭端部形状で分類した1類と2類では、特に異なった傾向は認められない。輪違いは丸瓦素材からの二分割の可能性を想定しているが、1類と2類の組み合わせの長さとしては平均30cm程度、最大33.4cmから最小26cmのものが可能性として考えられる。丸瓦の胴部長さは平均27cmで、輪違い2点分の平均とは約3cmの差があることとな

り、これが分割の個体差によるものか、製作時の粘土板の大きさなどに関わってくるものなのか課題が残る。

面戸瓦は長さが8.1～12.3cmであり、平均となる9～10cm程度のものが多く、8cmと9cmの間、11cmと12cmの間で1cm程度の差があるものの、全体としては個体差の範疇と考えられる。とは言え、最も長いものと短いものでは4cm以上の差があり、全長に対する割合としては輪違いよりも大きい。短軸方向の端部片側形状で分類した1類と2類では、異なった傾向は輪違いと同様に認められない。

### [瓦の組み合わせについて]

以上の丸瓦と平瓦・熨斗瓦の法量の在り方を見ると、各々主体となるベース部分の長さは殆どが27～29cmのもので、それに30cmを超える大型のものが少量存在している。大半を占める小型品内には長さ3cm程度の差があり、前述した尺貫法による規格をそのまま当てはめることは難しい。ここに本来二つの規格が存在している可能性もあるが、各種類の法量分布の中にそれを見出すことは出来ず、製作上は一つの規格であったと考えられる。なお現在の本瓦葺での一例をあげれば、九寸尺とされる長さ約33cm（1尺1寸）、幅約30cm（1尺）の平瓦に組ませる丸瓦は、胴部長約27cm（9寸）のものであり、平瓦と同寸ではない。この点については同様の在り方が近世初頭の若林城での瓦の葺き方に存在した可能性も否定できないが、各瓦の法量別の出土比率を考慮すると、少なくとも丸瓦と平瓦については同寸の物同士が組み合わされたものと考えられ、直接の組み合いは無いが、熨斗瓦についてもまた同様に大小の使い分けを行っている可能性がある。

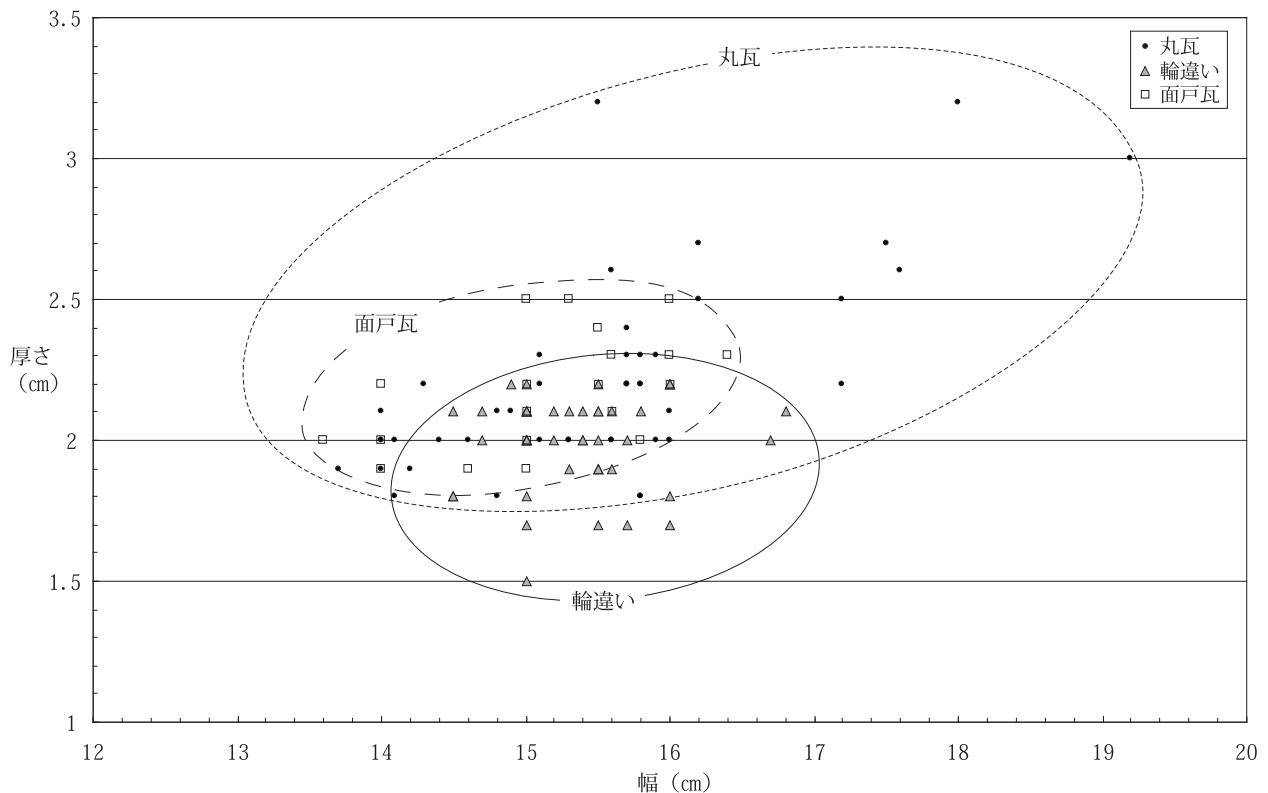
### [法量や形状からみた製作上の違い]

丸瓦と、丸瓦に近い形状を持つ輪違い、面戸瓦で幅と厚さの関係と共に比較した（第318図）。これらは製作方法と工程を一部共有している可能性を指摘している種類の瓦である。まず丸瓦については、幅は14～16cmで、厚さは2cm前後に集中しているものの分布幅が最も大きく、幅17cm以上で、厚さ2.5cm以上となるものは丸瓦だけであり、特に幅があるものは厚さも比例する傾向である。輪違いは、幅は15～16cmで、厚さは2.0cmかそれ以下となるものが多く、面戸瓦は幅に関しては14～16cmで、厚さは2.0～2.5cmで比較的丸瓦のものに近い。このことから丸瓦は使用場所の違いによるものか、幅や厚さの違いが大きく、輪違いや面戸瓦ではある程度の統一感があり、特に輪違いは厚さで他にはない傾向が認められ、製作時の粘土板の使い分けを示唆するものと言える。

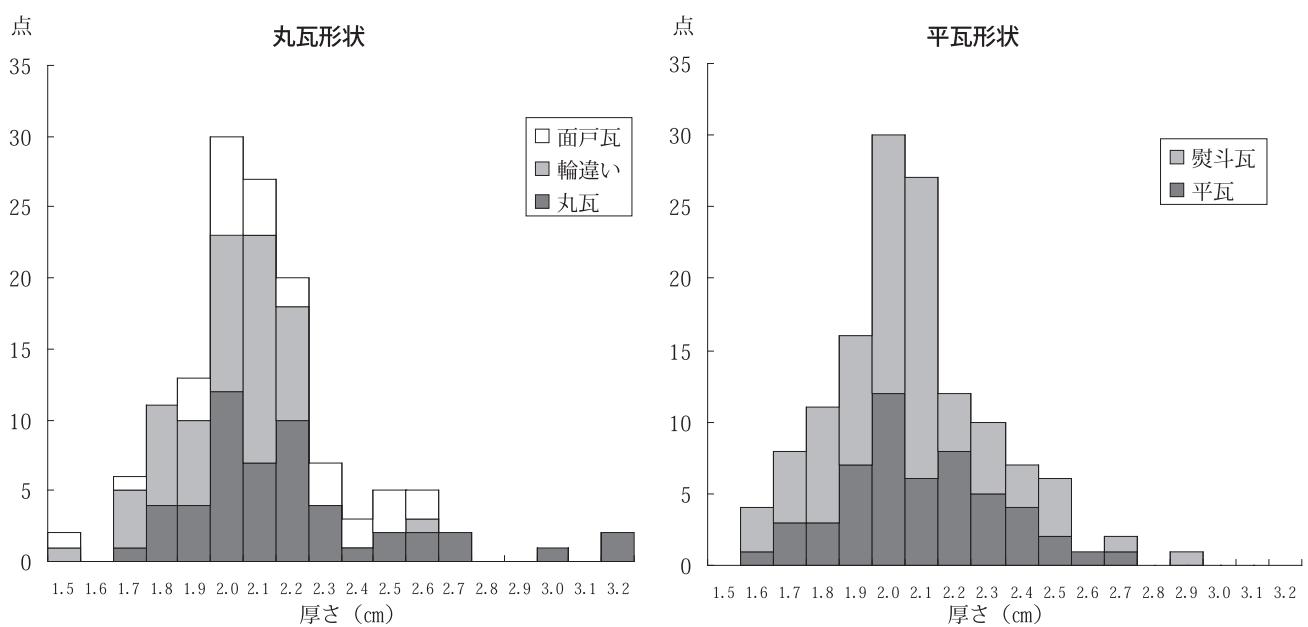
丸瓦・輪違い・面戸瓦を丸瓦形状、平瓦・熨斗瓦を平瓦形状としてその厚さを比較し、製作上違いがあるかをみた（第319図）。厚さの計測は変形した端部などを除き、基本的に最も厚い部分を計測している。この結果、平均値では丸瓦形状のものが0.1cmほど厚いが、両者は2.0cm程度に分布が集中するのが見て取れる。丸瓦は分布域が広く、2.7cm以上の厚さをもつのは丸瓦のみなのに対し、輪違いは1点を除き、2.2cm以上のものは無い。この輪違いはH176で短く、形状や調整が特異なものである。面戸瓦は輪違いと比較し、全体にやや厚さがあり、分布幅が広い。一方平瓦形状では、熨斗瓦は素材が平瓦であったことから、双方の厚さの分布は同じ傾向を見せていると同時に、丸瓦形状のものとの大きな差は認められない。

丸瓦形状の瓦と平瓦形状の瓦では、製作の初段階に由来する長さ、厚さ、それに伴った出土比率などの多くの点で共通している部分がある。瓦の大きさに見合う粘土板は荒地と言われるが、長さまたは幅が同一の荒地を用いている可能性が考えられる。また丸瓦形状のものの幅は平均が15～16cm程度であるが、この場合凸面の半円周は24～25cmとなり、これは大半の平瓦の広端幅と概ね一致する。丸瓦形状のものと平瓦形状のものとの厚さに僅かな差がみられることについては、丸瓦が平瓦と同じ厚さの粘土板を用いていると仮定すると、模骨に巻く際の粘土板の変形が原因で全体に厚く変化する場合が考えられる。ただ模骨の径と粘土板の幅に左右されるため、誤差の範囲としての可能性を出るものではない。

(1) 瓦



第318図 丸瓦・輪違い・面戸瓦の法量比較



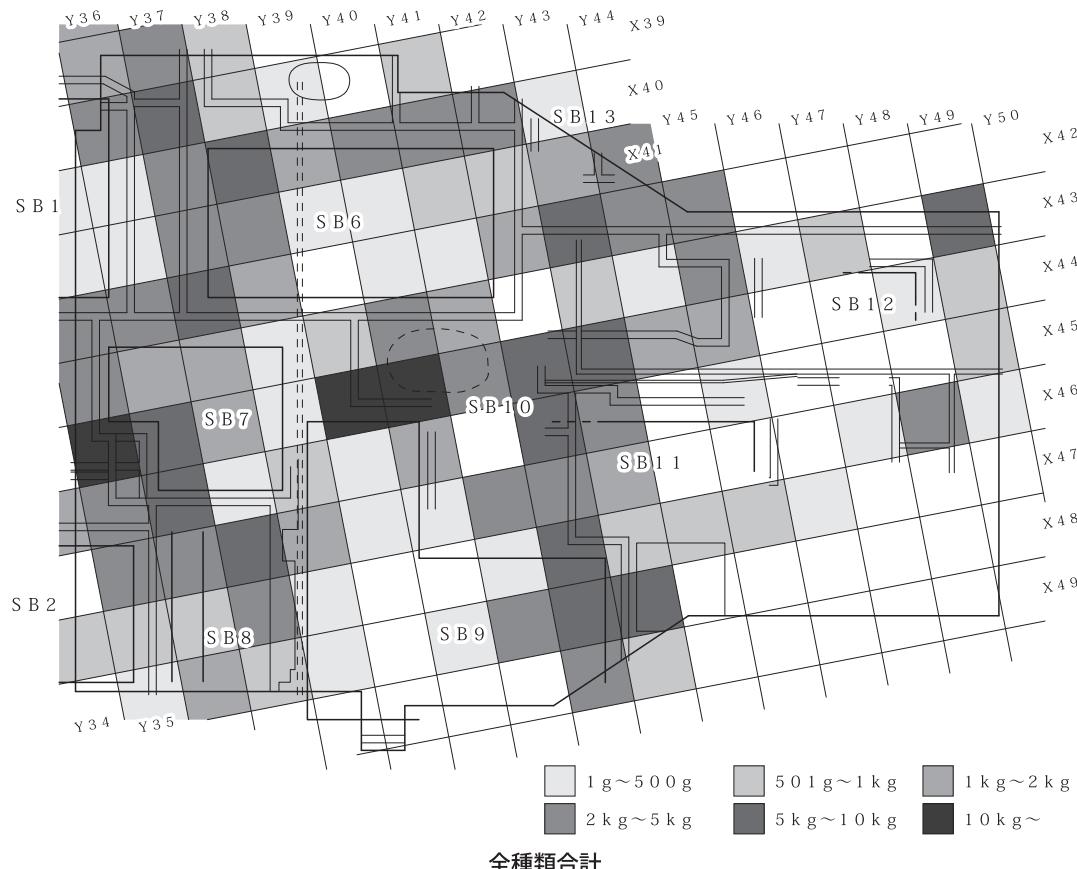
第319図 瓦の形状別厚さ比較

### [若林城期瓦の出土位置]

調査は遺構確認が主であったことから、若林城期遺構の掘り込み面積は少なく、出土瓦の半数以上は近現代の搅乱やⅢ層中からのものである。Ⅲ層出土瓦は廃城時点での遺物位置を示すものではないが、Ⅲ層自体は搅乱により失われた部分も大きい反面、近代以降の改変を受けず、長い耕作期間を経ても基本的には遺物の平面的横移動が少なかった可能性がある。また廃城後に機能した溝跡の一部にはかつての雨落ち溝があり、その中の出土遺物は、かつて近くに廃棄などされた可能性が高い。

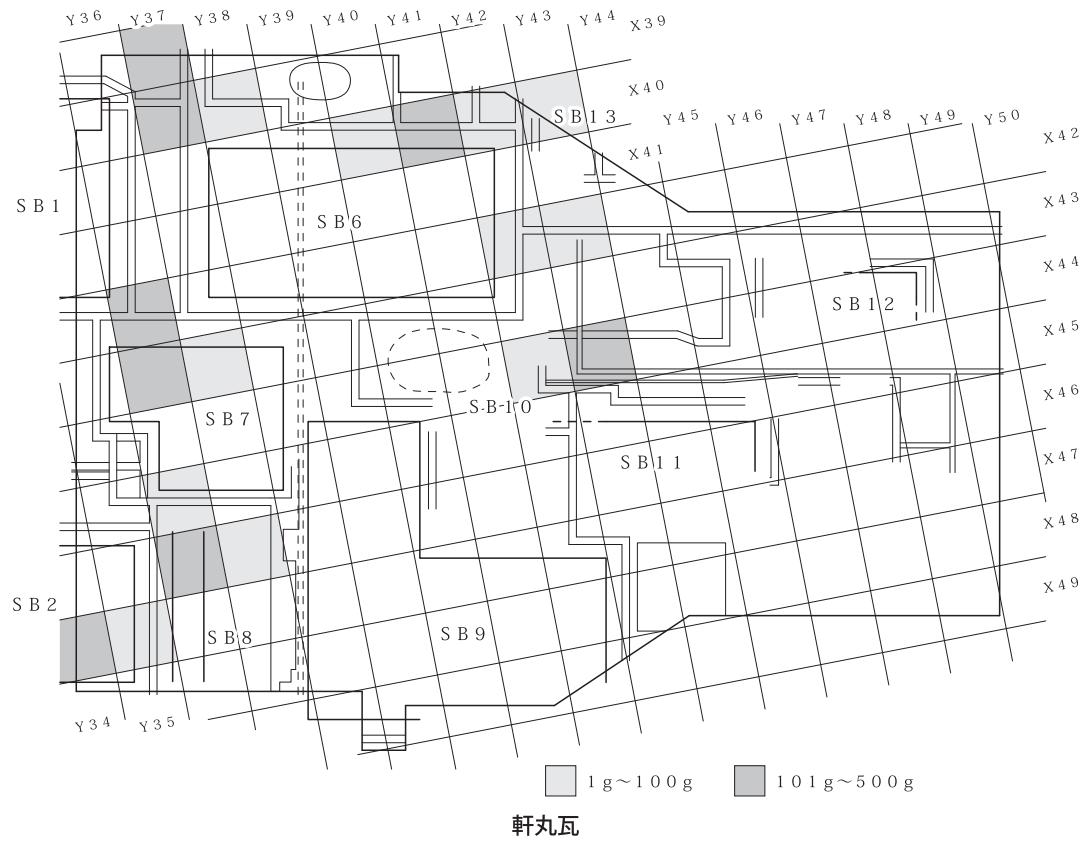
全体の分布をみると、広く搅乱で失われている部分からの出土が少ないのは当然であるが、Ⅲ層下に溝跡が位置する部分での出土量が多く、特にSB 7西側のSD 44と、SB 9北側のSD 45近辺で目立っている。これに対し溝内側の建物内に少ないのは、やはり近世中の遺物移動の少なさを示唆していると言える。種類ごとの傾向をみると、軒瓦は元々Ⅲ層からの出土量が少なく、SB 9・11・12周辺からはほとんど出土していないのに対し、他の瓦類に大きな特徴は見出せない。第5次調査ではSB 1周辺から丸瓦、平瓦、熨斗瓦の出土比率が高く、これに対しSB 2や3からは輪違いが圧倒的に多いことから、これが屋根材の特徴を示す可能性があるとしたが、本調査区内ではそのような状況を読み取ることは難しい。

全体の出土量を種類別にみると、丸瓦系は21.2%、平瓦系は45.5%、棟瓦系は33.3%となる。これを各種類の1点当たりの平均重量から個体数に換算したところ、熨斗瓦の遺留個体数が最も多く、次に平瓦が多い結果となった。ただし平瓦には熨斗瓦片が多数含まれているとみられ、より以上の数量が想定される。また同様に軒瓦は瓦当部の確認が多いことから、多くが丸瓦や平瓦に含まれることで数量は少なくなっている。丸瓦と平瓦は1:2の出土比率で、その合計は63.5%となり全体の約2/3を占めている。本瓦葺きでは通常丸瓦1点につき平瓦2~3枚を重ね

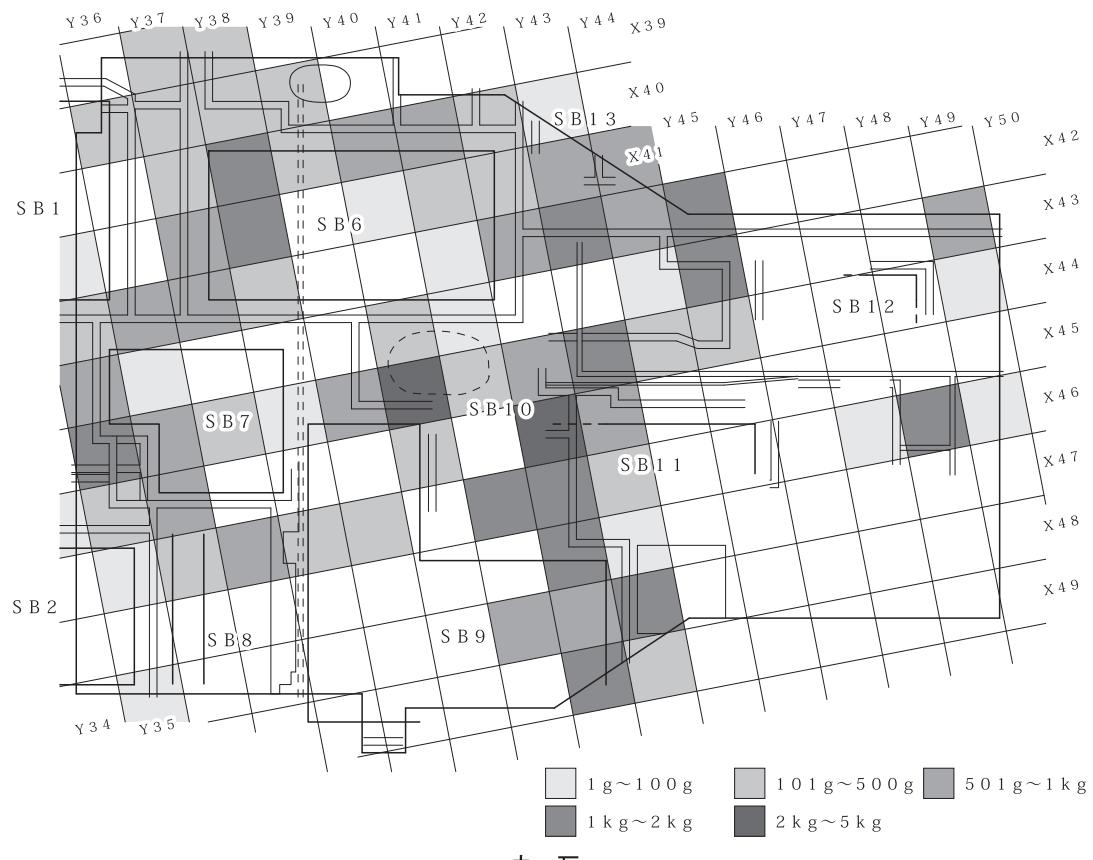


第320図 Ⅲ層出土瓦の重量分布（1）

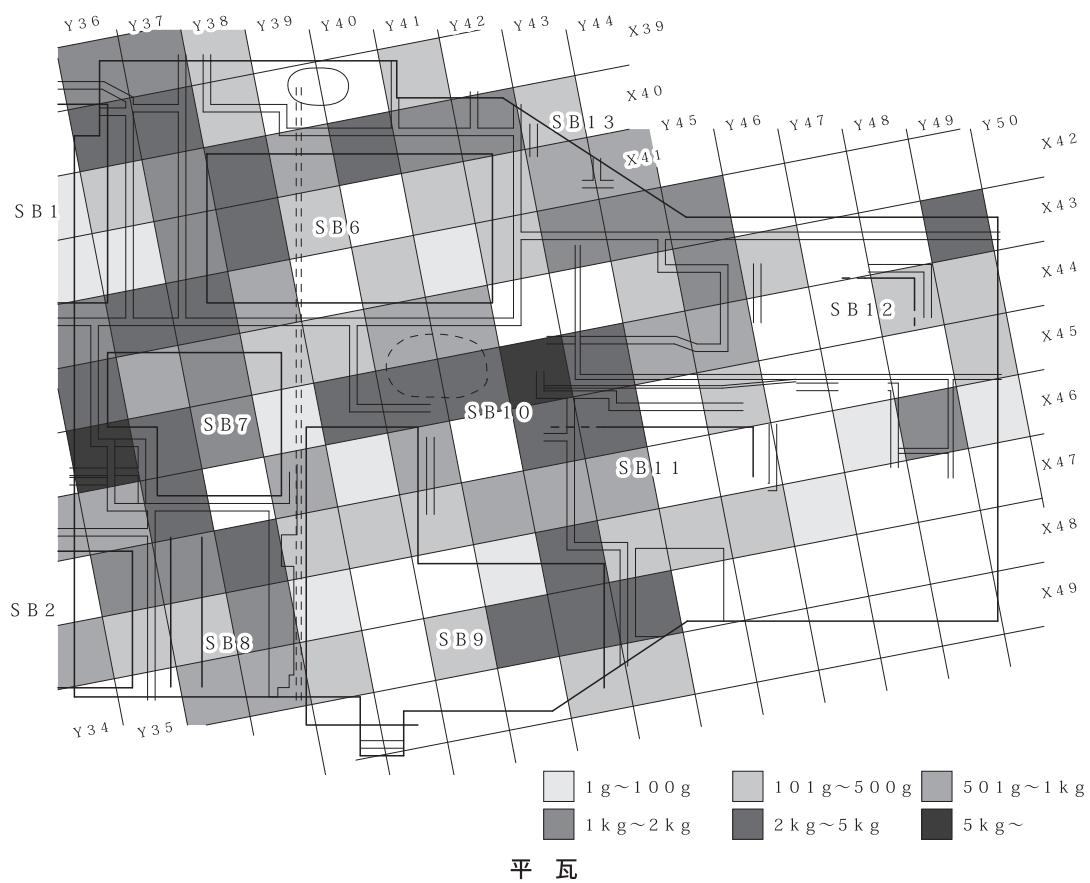
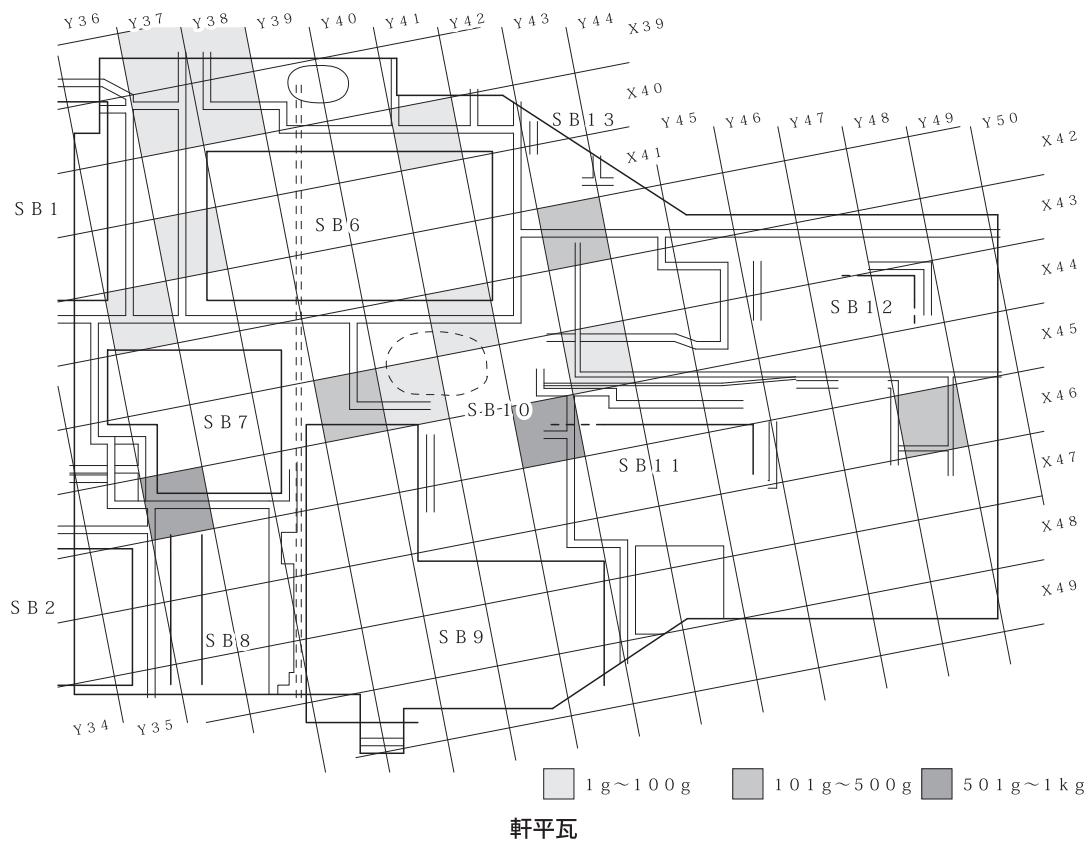
(1) 瓦



軒丸瓦

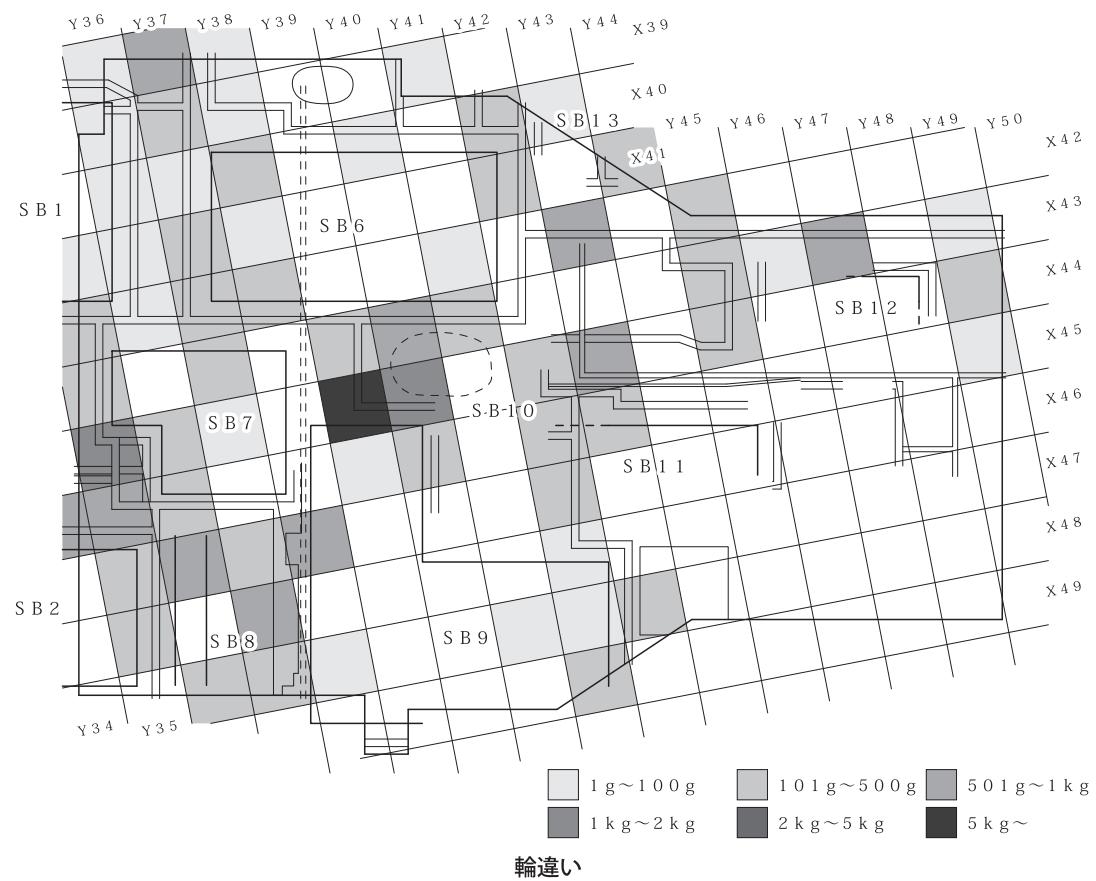
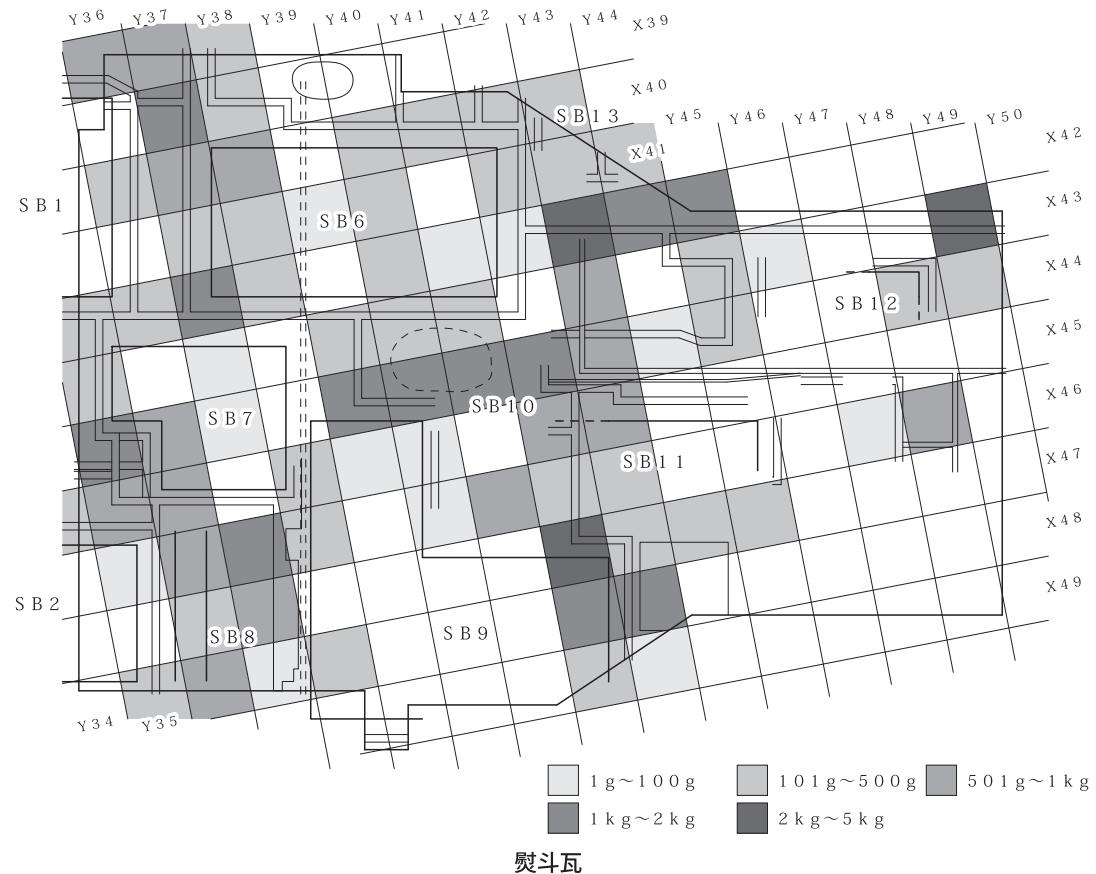


第321図 III層出土瓦の重量分布（2）



第322図 III層出土瓦の重量分布（3）

(1) 瓦



第323図 III層出土瓦の重量分布 (4)



第324図 III層出土瓦の重量分布（5）

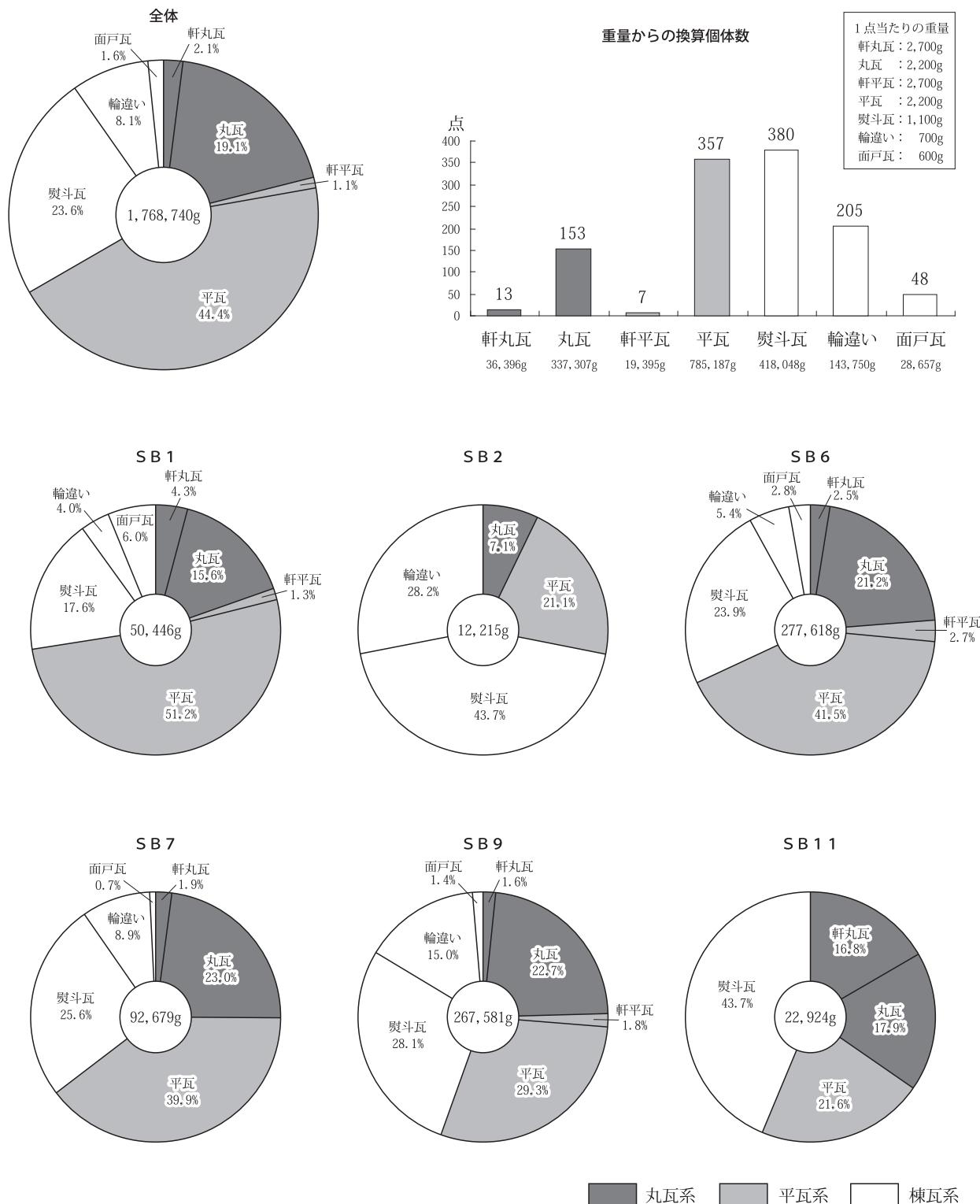
組ませるとされることから、両者の出土量は概ね合致しているといえる。また棟瓦系は重量が全体の30%以上もあり、個体数では全体の半数を上回っている。通常、瓦屋根の場合、数的には丸・平瓦が圧倒的に多く用いられるが、換算個体数をみると、本来少ないはずの棟瓦、中でも熨斗瓦の遺留率が際立っている。このことについては、建物移築の際に多くの瓦が持ち出される中、破損程度や移築先での利用予定等により種類別に分別した結果と推測される一方、これまで確認した建物跡では、SB1はその性格上、瓦葺きと想定されているが、他の建物については当時の御殿建物に一般的であった板葺きであり、瓦は棟などの一部に使用したとするこれまでの考え方を裏付けるものとも理解できる。

主要建物跡の周辺溝跡などからの種類別重量比率をみると、SB1では平瓦の比率がやや高いものの、全体傾向とほぼ同様の比率となっている。これに対しSB2と9では熨斗瓦と輪違いの比率が高くなっている。特にSB2では際立って多く、これは第5次調査でもみられた傾向である。またSB11でも熨斗瓦の比率が高いほか、軒丸瓦が目立っており、種類の偏りが著しい。SB2と11においては、出土量が少ないので、この傾向が実態をどこまで反映しているかはわからないが、SB2周辺の棟瓦の出土状況はこの建物の性格を示しているものと考えられる。

#### [仙台城跡ほかの軒瓦文様との比較]

若林城跡の軒瓦の文様は種類ごとに幾つかに分類しているが、これらと同意匠の文様は仙台城本丸跡、二の丸跡、三の丸跡などの各所で出土している。ただし仙台城跡出土の瓦については時期の判別できるものもある反面、近世を通じ幾多の遺構の造り替え等により、不明なものも相当量ある。ここでは使用時期が確実に判明する若林城跡出土瓦と、若林城の時期とほぼ同じ17世紀初頭の遺構をまとめて確認した三の丸跡調査出土資料の比較を中心に、仙台城ならびに関連遺跡における軒瓦文様の在り方をみてみる。三の丸跡ではI期とされる17世紀初頭の遺構から出土する軒丸瓦は全て巴文系である。

(1) 瓦



第325図 瓦の建物別種類比率

若林城跡での軒丸瓦の文様は、A a 類の珠文三巴文（珠文数17）、A b 類の珠文三巴文（珠文数21）、B 類の珠文無しの三巴文の3種類があるが、これら巴文は基本的には古代・中世を通じ使用されてきた伝統的な意匠といえる。若林城跡での珠文数は17個と21個のみであるが、仙台城跡では他に本丸跡で16・18・22・24個、三の丸跡で19・24個の珠文が確認され種類が多い。また若林城跡の巴の巻き方向は全て左巻きで尾が半円程度の長さとなる尾長系で

ある。それに対して仙台城三の丸跡では巴文系のうち右巻きの珠文三巴文が13%、三巴文が25.5%と、割合としては少数ながら出土しており、巴文の尾は若林城跡と同様の尾長系のものと、1/3程度の弧となる長さのものの2種類があり、尾長系は珠文三巴文では56.5%、三巴文では72%となる割合で認められている。巴文の尾の先がどこにも接していない点は若林城跡と仙台城跡で共通している。仙台城二の丸跡や三の丸跡の調査においては、軒丸瓦の瓦当文様は巴文系から三引両文や九曜文などの家紋系へ変遷することが想定されている。その時期については寛永年間の二の丸造営が契機となったと考えられており、このことから若林城跡出土の軒丸瓦についても、その流れの中での傾向と示すものと言える。

軒平瓦の文様は三葉文、桔梗文、菊花文の3種類があり、これら中心飾りと唐草文の組み合わせが同様のものは仙台城跡でも出土している。三葉文は仙台城本丸跡のG類、三の丸跡のB-4類（中心飾り）とB-9類（唐草文）に相当し、唐草文は中心側が下巻き、外側が上巻きに反転し隆帯状である形状であり、三の丸跡では17世紀初頭とされる遺構から出土している。桔梗文は仙台城本丸跡のC c類、三の丸跡のA-6類に相当し、中心の花弁は先が丸く幅が太い5枚で中房は点状であり、唐草文は反転する2葉の中心側が上巻き、外側が下巻きとなり、隆線による縁で描かれているもので、三の丸跡では17世紀初頭とされる遺構から出土している。菊花文は仙台城本丸跡のB類に相当し、花弁は8枚で中房は点状であり、唐草文は左右対称に配され、3葉が上下に反転するうち、中心側と外側が上巻き、中央が下巻きとなり、隆線による縁で描かれているもので、本丸跡ではⅡ期石垣崩壊後となる17世紀後半以降の整地層から出土している。三の丸跡のB-8類は左右に配される唐草文が2葉上巻きとなる点が異なるが、これもまた17世紀初頭とされる遺構から出土している。若林城跡出土の軒平瓦は軒丸瓦同様に瓦当文様の種類は限られており、仙台城跡ほど多様ではない。

軒平瓦の一種である滴水瓦は別に朝鮮瓦や高麗瓦とも呼ばれるもので、若林城跡出土のものには花菱文と剣花菱文の2種類がある。これらは文様のみならず瓦当面形状も全く異なるもので、このうち花菱文のものは唐草文の形状も含めて仙台城跡や松島瑞巌寺でも同様のものが出土しており、細部の造りなどから若林城跡に先行する慶長年間に製作された可能性が高いものである。これに対し剣花菱文は今回の調査で初めて出土した文様である。この文様をもつものは仙台城跡や瑞巌寺から出土しているが、瑞巌寺のものは花弁先端が丸く、斜めに配置されることで間の剣文が細く十字状に付くものであり、また周縁帶に双葉文が配されることは同様であるが、その位置も異なり、さらに顎部中央が花菱文のもの同様に角張っていることが若林城跡のものとは大きく異なっている。瓦当面には「太田市兵衛」の刻印があり、この瓦は慶長14年（1609）に造営された瑞巌寺の17世紀中頃の補修瓦とみられ、若林城跡のものより後出的とみられるものである。顎部中央が丸くなるものは仙台城跡でも僅かにみられるが、年代は不明とされている。中心飾りの剣花菱文の形状は、仙台藩家の茂庭氏居館である上野館跡出土の軒平瓦のものが類似しているが、これは配される唐草文の形状が全く異なる。ただし剣花菱文が若林城跡で出土したこと、この文様自体は必ずしも後出の要素ではないものと言える。周縁帶に双葉文が配される類例は、松島瑞巌寺の剣花菱文、仙台城二の丸跡の菊花文を配置した滴水瓦のほか、全国の城館に用いられた滴水瓦などで多くみられるものである。桃山時代から江戸時代初期にかけて適水瓦を用いた各地の城郭は、文禄・慶長の役に関わった大名に關係するものものとされ、この時期急激に滴水瓦が全国で使用されている。しかし瓦当の形状や文様の意匠は全国様々であり、各々の滴水瓦が成立した要因がいかなるものにあったかは検討が必要である。

若林城跡の軒瓦の文様は、軒丸瓦が珠文数の違いを含めても3種類のみで、軒平瓦でも3種類に限られることは、ほぼ同時期の仙台城での状況とも異なるものである。しかし種類は少数であるものの、屋根瓦の改修や補修が想定し難い若林城での文様の在り方は、建物別やまた同建物内においても、何らかの理由により場所ごとに異なった文様の瓦を使用したことを見せるといえる。

### [想定される建物の屋根のあり方]

1号建物跡は第5次調査で周囲の溝跡から滴水瓦を含む比較的大型の瓦の出土が多い傾向があったが、今回は建物部分の調査範囲が狭い上、瓦出土量自体が少ないこともあり、同様の傾向は確認できなかった。ただしこの建物は台所建物であったことは間違いない、貯蔵所としての建物の性格を考慮すると、その屋根は全体が耐火性のある瓦葺きであったと考えられる。葺かれた瓦の種類としては、滴水瓦とのセット関係から大型の丸瓦や平瓦が使用されていた可能性が高く、また妻側の掛瓦や棟部の甍瓦として軒丸瓦2類が使用されていたことも推定される。

2号建物跡は瓦の出土量自体は少ないが、第5次調査同様に熨斗瓦や輪違いの棟瓦の割合が圧倒的に多い。近世初期における城館等の御殿建物では、主要建物はほとんどが板葺きとされ、仙台城本丸御殿の大広間ほかの主要建物も柿葺きか栩葺きとされている。この建物は若林城御殿建物の中では最も格式の高い中心建物と推定され、その屋根も他にならない板葺きの可能性が高いことから、瓦は棟部のみに使用していたと考えられる。

6号建物跡は西側のSD42から多くの瓦が出土しており、種類別割合は1号建物跡と同様の傾向を示している。このことからみれば全体が瓦葺き屋根であった可能性があるが、構造面等からこの建物の性格が不明瞭であり、またSD42が後世も機能し続けた溝で、1号建物跡にも隣接することを考慮すると、単純に屋根全体が瓦葺きであったとすることは現時点では判断できず、それらの瓦は本来1号建物跡のものであったことも可能性としてはある。

7号建物跡の種類別出土比率もまた1号・6号建物跡と同様である。出土状況のみから屋根材を判断することは出来ないが、この建物跡は柱配置の特殊性のみならず、内部に土間や桶を設置するなど、座敷を有するとみられる2号や9号等の建物とは一線を画している。その性格としては台所的性格、ないしは収納を主目的とする部屋から構成される建物の可能性が高く、瓦葺きの可能性もあるが、定かではない。

9号建物跡は2号建物跡に次いで棟瓦系瓦の出土比率が高い。丸瓦や平瓦の割合も高いといえるが、重複して建物内部には後世に若林城瓦を再利用して構築したSD76が存在することにより、このような結果となった可能性も否定できない。9号建物跡は2号建物跡の奥側に位置し、格式が高く中心建物の一つとみられることから、2号建物跡同様に棟部分等の一部に瓦を使用した板葺き建物の可能性が高いとみられる。

以上、主要建物跡の屋根材を想定したが、これはあくまでも周辺の溝跡等から出土した瓦の数量や種類から推定したもので、必ずしも実際の在り方を示すものとは言い切れない。それは調査で出土した瓦の数量はこれだけの大型建物群の存在からみてもかなり少量といえ、他の遺物がそうであるように、屋根瓦においても建物部材と共に移築先に持ち出された可能性が極めて高いことに起因するものと考えられる。出土した瓦は解体時に破損していたものをそのまま廃棄したか、移築先で使用する必要が無かったために、この地に残されたものの可能性があり、これのみで屋根材の種類を判断することは難しいといえる。第5次調査で確認した、2号建物跡周辺の溝跡に輪違いがまとまって廃棄されていた状況は、後世に故意に集められたものではなく、建物解体時の廃棄の状況を示すものであり、おそらくは2号建物に多くの輪違いが使用されていたことを示すものと考えられる。建物の屋根材を考えるにあたっては、瓦の出土状況は勿論のこと、加えて建物規模や構造を基本に考えた性格をもとに考えなくてはならないが、若林城においては移築という特殊な状況下にあったことで、通常とは異なった瓦の出土状況の在り方が存在することを認識しなくてはならない。

## (2) 陶磁器

瓦と共に近世の陶磁器類が出土しているが、ほとんどが小破片であり、近世のものに限ると接合後点数で陶器123点（接合前252点）、磁器46点（60点）と少ない。その他には近世以前の陶器7点（8点）、近現代の陶器27点（72点）と磁器9点（25点）、時期不明の陶器が1点と磁器が4点（4点）出土している。陶磁器の総数に占める割合は1.0%とかなり少ない状況である。この理由の一つには、若林城の存続期間が10年余りと限られていることに加え、廃城に伴い、建物部材同様に陶磁器の類もまた雑器を含め生活の品のほとんどが仙台城二の丸など城外へ持ち出されたことに起因するものと考えられる。その他には遺構の全面的な掘削を行っていないことや、今回の調査地が本来、物を廃棄するような場所ではなかったことにもよると考えられる。

以下では陶器と磁器について、産地や器種の変遷と出土傾向などについてみてみる。なお陶磁器に関しては接合前の点数を統一して表記する。

### [産地と器種]

#### 陶器

ここでは陶器の産地別に器種とその特徴について、第5章第5節で図示した出土遺物を中心に入ることとする。

**瀬戸美濃** 器種構成は大別して食膳具である碗、皿、鉢類と、調理具である擂鉢がほとんどを占めている。碗はI 19・64・118・132・146があり、I 64は丸碗で、御深井釉に似る透明度の高い灰釉が施されている。I 118は灰釉が施され、内面には兔の斑がみられる。I 19は織部の平碗で、胎土に赤みがあり、赤織部か鳴海織部の可能性があるもので、内面に鉄絵が描かれている。I 132・146は白天目茶碗の腰部である。I 72は織部の向付としたが、色調と内面の鉄絵がI 19と類似し、同一個体の可能性もある。皿はI 14・40・73・123・125・128～131があり、I 73・125・128・129は志野で、I 73は内面に推定14弁か15弁の菊花文が型押しされている。I 40は織部で、内外面に多量の煤が付着し、灯明具として使用されたとみられる。I 13は長石釉が施された輪花皿の口縁部で、全体形状などは不明である。I 131の高台外面には指跡が残り、景色に見立てたとみられる。I 134は茶壺蓋で、内面の天井以外に黒色鉄釉が施されている。I 15は尿瓶の把手とみられるもので、飴釉が施されている。I 122は織部の鉢で、内外面に灰釉が施され、内面には銅緑釉が流し掛けられている。擂鉢はI 10・13・33・34・65～71・90～92・115・133・137・191があり、全ての内外面に鋸釉が施され、体部下半はケズリ調整されている。大半が破片であり、擂目の単位が判明するものは少ないが、I 33・64は擂目が細かく、他のものより若干古い16世紀末頃の特徴を持っている。またI 13・71は使用による擂目の摩滅が顕著である。I 13・34・65・68・92は口縁部が外反して端部は肥厚し、内面に突帯が付くものあり、そのうちのI 68は口縁端部形状は他と同様であるが、突帯が小さく、他よりも新しい段階のものである。

以上のことから、時期は小破片のため曖昧なものを除くと、ほとんどが17世紀前半のもので、17世紀後半から18世紀初めのものが一部含まれている。

**肥前（唐津）** 器種構成は食膳具である碗、皿、鉢類で占めている。碗はI 15・18・38・140があり、I 15は内面に鉄絵が描かれ、内外面の長石釉は高台の畳付まで施されるなど丁寧な作りである。I 140は現川で暗褐色の硬質で緻密な胎土に白泥巻刷毛目文が特徴であり、外面は縦刷毛目、内面は波状横刷毛目が施されている。I 16・60は皿で、I 60は内面に鉄絵が描かれ、長石釉が内外面に施されるが、体部下半は露胎となる。I 16は皿としたが、釉の色調が若干異なるものの口縁部形状が碗のI 15と類似することから、碗の可能性もある。破片のため皿か鉢としたものにはI 20・21・58・59・61・147があり、I 20・21・58・59・61は大皿か大鉢で、長石釉が内外面に施されるが、外面体部下半は露胎で、口縁端部形状などから同一個体の可能性がある。I 147は内面に鉄絵が施され、内外面の透明釉は高台の畠付まで施されるなど丁寧な作りである。I 139は折縁鉢で、透明釉の下地に銅緑釉を流し掛けた三彩唐津とされるものである。

## (2) 陶磁器

時期はほとんどが17世紀前半のもので、17世紀後半から18世紀前半のものが一部含まれている。

**丹波** 器種は擂鉢のみで、無釉焼締めで褐色や赤褐色を呈し、外面体部下半にはユビオサエが残り、下端に回転ヘラケズリが施されている。口縁部の断面形は方形のI 28・29、内側に傾斜するI 57、三角形のI 48、方形と三角形の中間のI 5・8・27・52に分けられる。丹波の擂鉢口縁部は形状により時期判別が可能であり、時期が下るにつれて形状が方形から三角形に変遷し、擂目の本数が増える傾向があるとされている。擂目の単位が判明しているものを見ると、擂目3本がI 87（幅0.8cm）の1点、5本がI 2（幅1.5cm）の1点、6本がI 32・47・85（幅1.5cm）、I 49（幅1.9cm）の4点、7本がI 24・56（幅1.7cm）、I 6・23・25・30・51・53・54・55（幅1.9cm）の10点、8本がI 4・9（幅1.9cm）、I 50（幅2.1cm）の3点、9本がI 7（幅1.7cm）の1点で、出土数33点のうち少なくとも9つの種類の擂目が確認できる。擂目の本数と幅が同じものでの接合関係は認められなかったが、胎土が類似し、同一個体の可能性もあるものもある。I 2は割口の2面が極端に磨耗していることから、破損した後にその破片を砥石に転用したものと考えられる。

時期は個体ごとの差はあるものの、概ね17世紀前半とみられる。

**岸窯系** 器種は擂鉢のみで、全面に鉄釉を施釉した後、口縁部に灰釉を流し掛けている。口縁部形状は端部が内外へ張り出すもので、口縁部が残るI 11・31・74・75・76は全て同じ形状であり、これらは同一個体の可能性がある。擂目は8本（幅1.8～1.9cm）と10本（幅2.0cm）のものがある。

岸窯擂鉢の時期は、全て破片のため、概ね17世紀～18世紀までの幅で捉えられるが、南小泉遺跡や白河市小峰城三の丸跡から17世紀初めに比定される同様の形状を持つ口縁部資料が出土しており、これに近い時期の可能性がある。なおこの年代の擂鉢は岸窯系陶器の中でも最も古いものとされている。

**越前** 器種は甕のみで、無釉焼締めで、外面または内面は赤褐色を呈し、外面はヘラ状工具（ハガタナ）によるナデ調整が施されており、内面はねじ立て技法の成形による指頭圧痕が残る。

I 43・119・120とも体部破片であるが、第5次調査で出土したものと類似し、同一個体の可能性があり、生産年代は16世紀の第3四半期と考えられている。

**小野相馬** 器種は鉢で、I 117の1点のみが出土している。藁灰の灰釉が施され、口径20cm程度の片口鉢の可能性があり、時期は18世紀と考えられる。

**大堀相馬** 器種構成は食膳具である碗と貯蔵具である瓶類で占められている。碗はI 95があり、薄手の端反碗で、白濁した灰釉が施されている。土瓶はI 81・149・150・157があり、内外面に灰釉の上に白濁釉（藁灰）が流し掛けられており、肩部に把手の基部が1対あり、I 150・157の注口の孔は7つである。瓶類蓋はI 99・108があり、I 108は蒸気孔があるので、外面に瓶類同様の灰釉が施されており、出土したものには組み合わないが土瓶の蓋である可能性が高い。

これらの時期は、18世紀後半から20世紀前半と考えられる。

**常滑** 器種構成は食膳具である浅鉢または水指と、貯蔵具である甕があり、無釉焼締めで、表面や胎土は褐色を呈する。浅鉢か水差しはI 35で、口縁部はS字に屈曲して外反し、端部断面形は方形となり、ロクロナデ調整の後、外面下端にヘラケズリ調整が施されているもので、胎土と焼成から常滑の製品とした。甕はI 42・44・45で、いずれも体部の破片であり、外面はヘラナデ調整され、I 42の外面には押印文の一部が認められる。

時期は全て中世のものと考えられる。

**その他** その他の陶器としては中世のものと近世以降のものがあり、器種構成は中世のものは鉢と甕、近世以降のものは碗または皿、蓋、焙烙、甕、植木鉢で多様性がある。

鉢はI 41があり、擂目のない片口鉢か捏鉢の底部破片である。甕はI 46・144があり、I 46は口縁部の形状から宮城県南部の白石の製品である可能性がある。碗または皿はI 79で、見込に草花文の染付が施されている。蓋は

I 161があり、蒸気孔があり白濁した灰釉が施され、土瓶や急須と組み合うと推定されるもので、時期は東北か成島の製品と考えられるが詳細は不明である。焰烙はI 96があり、把手の接続部分の破片であるが、把手が中空となる小型品で、胎土は赤褐色を呈し、鉛釉が施されている。時期は19世紀前半以降とみられる市内堤の製品である。甕はI 159・160があり、鉄釉と肩部に黒釉が3等位に上掛けされており、近現代のものとみられる。植木鉢はI 98・148があり、I 98は淡黄白色を呈するやや粗雑な胎土にコバルト釉と考えられる釉が施されるもので、高台は三つの脚に削り出され、高台内に墨書で「昭和二年七月廿八日 口口場」と書かれているが、産地は不明である。I 148は浅黄橙色を呈する白色砂粒を含んだ胎土に、外面に銅版刷の花文と手描きの山水文が施される陶胎染付で、時期は19世紀後半とみられ、会津本郷の製品と考えられる。

### 磁器

ここでは磁器の産地別に器種とその特徴について、第5章第5節で図示した出土遺物を中心にみるとする。

**中国** 器種構成は食膳具である碗、皿、鉢で占められている。全体の傾向は薄手で、底部などに特徴的な調整技法が認められる。碗はJ 1・3・11・15・42・44・45・46・47がある。J 1・15・42・44・45・46は端反碗で、J 1は白磁の可能性があるが他は青花が施されている。J 11は外面に唐草、高台内に印文が施されているもので、つくりは厚手で内外面は部分的に釉切れしており、器面も平滑でなく粗雑な印象である。皿はJ 4・10・12・13・14がある。J 4は青白磁の輪花皿であり、他は青花が施されている。J 10・40の高台内には放射状のケズリ痕(カンナ痕)が認められる。碗か皿と考えられるものはJ 14・40・48・49・50・51があり、内面または外面に青花が施されている。これらの中には接合関係は認められないものの、出土地点が近く、文様や形態が類似するものがあり、同一個体の可能性があるものが含まれている。皿か鉢と考えられるものはJ 9・34があり、J 9は青白磁の輪花鉢、J 34は青磁の輪花鉢か皿で、国内産の可能性もある。

時期はほとんどが明末から清初めに相当する16世紀末から17世紀前半と考えられるものである。

**肥前** 器種構成は食膳具である碗、皿、小壺(猪口)、貯蔵具である瓶類、その他に油壺と香炉がある。碗はJ 2・19・21・24・28・31・39があり、いずれも外面または見込みに染付が施されている。J 2は高台内に「大明年製」と銘款が施されており、17世紀末から18世紀前半のものである。J 39は釉の貫入にシミや古色が現れているもので、肥前または京焼の可能性がある。皿はJ 29があり、腰から下を露胎とする波佐見の製品である。猪口または小壺はJ 16・18・30がある。瓶類はJ 23・53があり、J 53は外面に染付が施された初期伊万里と呼ばれる17世紀初めのものである。油壺はJ 22で、外面に青磁が施されている。香炉はJ 26で、外面に青磁が施されている。

時期は初期伊万里といわれる17世紀初めのものから19世紀のものもあり、近世を通して出土しているが、若林城期のものは少数で、時代が下るにつれて出土量が増加している。

**瀬戸美濃** 器種構成は食膳具である碗と茶碗に限られる。碗はJ 57があり、内外面に銅版刷による平行文が施され、高台内に呉須印で「岐53□」と押印されているもので、これは昭和の戦時統制下で製作された食器の統制番号であり、現在の岐阜県多治見市の生産品であることを表している。茶碗はJ 38・54・55があり、全て同一規格品である。

時期は近現代のもので、特に統制食器に代表される戦前までのものが主体となるが、いずれも撫亂からの出土であり、出土量の多少については論じることはできない。

**その他** 産地が特定できないものとして碗などが少数あるが、ほとんどが近現代の国産品と考えられる。J 32・J 37は銅版刷や彩色染付が施されるものである。J 56は高台内に「監」の字が入れられており、集治監か監獄時代に使用された食器と考えられるものである。

### [時期別産地の傾向]

#### 陶器

陶器の産地を時期別に集計して組成比率の変遷をたどった。集計にあたっては接合前点数について行った。遺物

## (2) 陶磁器

の所属時期については、若林城やその周辺の時代性を考慮して、若林城造営以前を中心とした「中世」、若林城で使用されていたものが生産されたとみられる時期の「16世紀末～17世紀前半」、廃城後の近世前期である「17世紀後半～18世紀初め」、近世中期から後期である「18世紀前半～19世紀中頃」、近現代の「19世紀後半以降」の5つに大きく区分した。

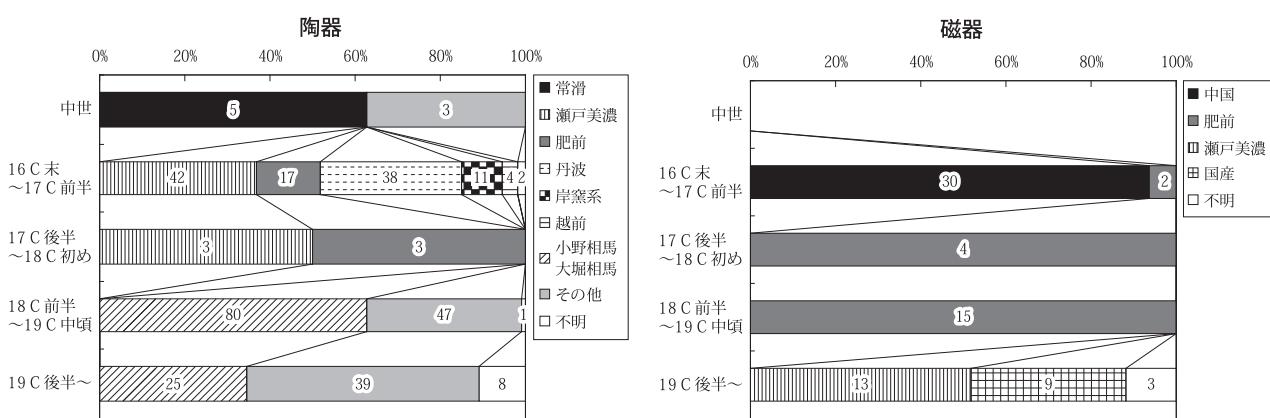
中世においては、総数8点と少量ではあるが、常滑が62.5%、その他在地が37.5%となり、在地の陶器以上に常滑製品を確認している。常滑は養種園遺跡や南小泉遺跡などの周辺の遺跡からも出土している。

16世紀末～17世紀前半においては、総数114点のうち瀬戸美濃が36.8%、丹波が33.3%、肥前が14.9%、岸窯系9.6%、越前3.5%と続いているが、産地および器種についても最も多様である。丹波は擂鉢のみの出土であるが、これだけの量を占めていることは特筆する。岸窯系のものも全て擂鉢で、いずれも初期のものとみられる。越前の製品は全て甕であり、生産年代は16世紀後半と若林城より古いものだが、いくらかの期間を他所で使用された後にここに持ち込まれたとみられる。

17世紀後半～18世紀初めにおいては、総数6点と極端に少なく、肥前が50.0%、瀬戸美濃が50.0%と二分する形で残り、それ以外の産地の製品は姿を消している。この状況は流通の変化を示すものといえるが、それ以外に廃城

陶器	瀬戸美濃			肥前			丹波			越前			岸窯系			小野相馬・大堀相馬		常滑		その他		不明		合計	
	食膳具	擂鉢他	食膳具	擂鉢	甕	擂鉢	食膳具	貯蔵具	食膳具	甕	食膳具	甕	食膳具	擂鉢	食膳具	貯蔵具	食膳具	甕	食膳具	その他	食膳具	その他	食膳具	その他	小計
中世	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	1	2	0	0	3	5	8								
16C末～17C前半	22	20	17	38	4	11	0	0	0	0	0	0	2	0	41	73	114								
17C後半～18C初め	2	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	6						
18C前半～19C中頃	0	0	0	0	0	0	7	73	0	0	1	46	0	1	8	120	128								
19C後半以降	0	0	0	0	0	0	2	23	0	0	0	39	0	8	2	70	72								
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1						
近世	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4			
小計	26	23	20	38	4	11	9	96	2	3	3	87	2	9	62	271									
合計	49			20			38			4			105		5		90		11		333				

磁器	中国			肥前			瀬戸美濃			国産			不明			合計								
	食膳具	食膳具	その他	食膳具	食膳具	その他	食膳具	食膳具	その他	食膳具	その他	小計	食膳具	その他	小計									
16C末～17C前半	30	2	0	0	0	0	0	0	32	0	32													
17C後半～18C初め	0	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4													
18C前半～19C中頃	0	12	3	0	0	0	0	0	12	3	15													
19C後半以降	0	0	0	13	9	2	1	24	1	25														
不明	0	1	1	0	1	1	0	3	1	4														
近世	4	3	1	0	0	1	0	8	1	9														
小計	34	22	5	13	10	4	1	83	6															
合計	34	27			13			10			5			89										



第326図 陶磁器の時期別産地比率

後に御薬園としてこの地が耕作地化したことによる減少と捉えることもできる。少量ながらも陶磁器が出土する事実は、この地に僅かながらも何らかの生活施設が存在した結果のこととみられる。

18世紀前半～19世紀中頃においては、総数128点のうち、これまで主体であった瀬戸美濃と肥前が消失し、大堀相馬が61.7%、小野相馬が0.8%、その他の在地製品と考えられる陶器が36.7%などとなり、前段階と比較し、産地のみならず、数量的にも大きな変化がみられる。17世紀末に開窯したと考えられる相馬中村藩の大堀相馬と小野相馬はこの時代から日常雑器を大量生産し、仙台藩にも多く流通することが知られており、この地もまた例外ではないことを示している。その他の陶器には、元禄年間（1688～1704）に開窯した仙台藩の堤の製品がある。ただし、総数は128点であるが、中には同一個体資料が多く、接合後の点数は14点と資料数としては少量であるため、単純な出土量の比較は難しい。

近現代である19世紀後半以降においては、総数72点のうち大堀相馬が34.7%、その他の陶器が54.2%などとなり、小野相馬はみられなくなるが、前段階までの組成をほぼ引き継いでいると言える。

### 磁器

磁器の産地を時期別に集計して組成比率の変遷をたどった。集計にあたっては陶器同様、接合前点数および接合後点数について行い、遺物の所属時期を中世を除く4時期に区分した。

16世紀末～17世紀前半においては、総数29点のうち中国が93.1%、肥前が6.9%で、そのほとんどを中国製品が占めており、中国は青花、肥前は染付磁器が大半である。

17世紀後半～18世紀初めにおいては、総数4点で陶器と同様に大きく減少し、肥前のみとなり、中国製品は確認できない。

18世紀前半～19世紀中頃においては、前段階に続き総数15点全てが肥前で占められている。種類は染付が施される碗や皿の他に青磁の香炉や油壺がある。

19世紀後半以降においては、総数25点のうち瀬戸美濃が52%、その他の国産が36%、産地不明が12%と続いている。前段階までみられた肥前が消失し、代わりに瀬戸美濃が大半を占めるようになる。これは19世紀に入ると瀬戸美濃で磁器生産が開始されることによるもので、昭和の戦時に製作された統制食器などがこの地にも流通したことわかる。

### [時期別器種組成]

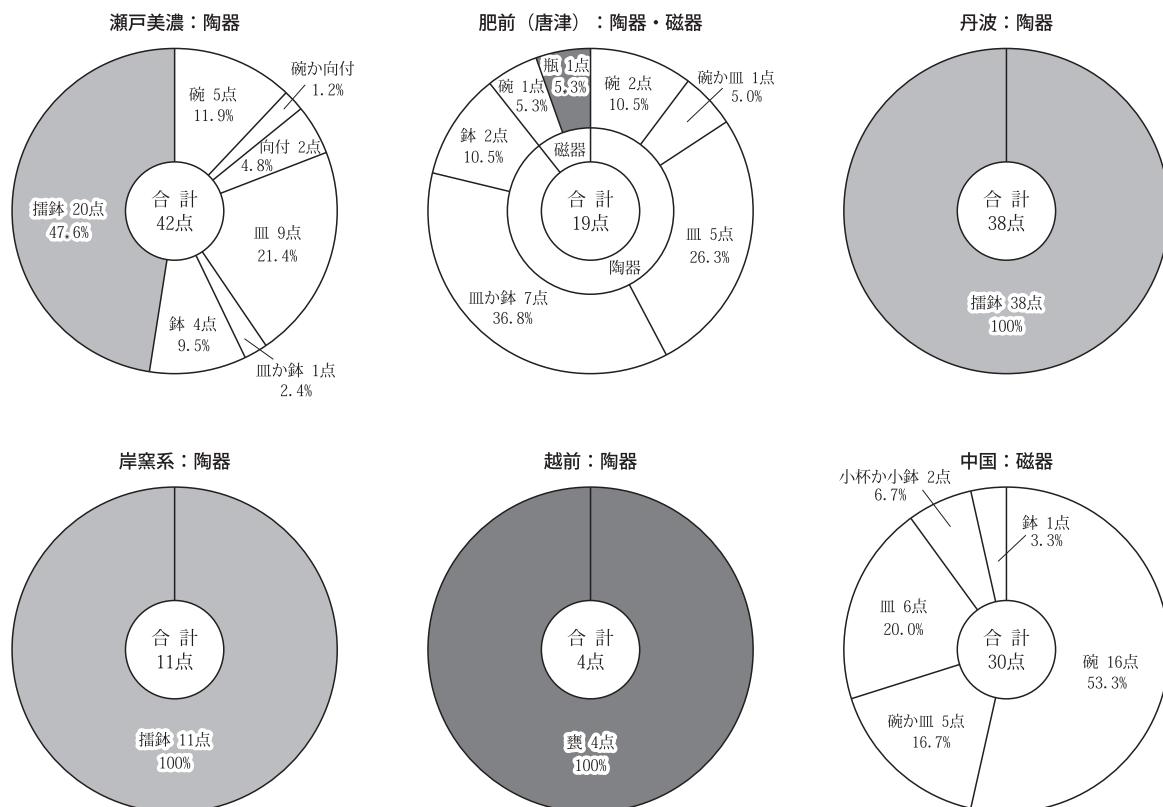
陶磁器の器種組成について、時期ごとにどのような比率を持つかをみた。対象は産地が判明している若林城期使用の16世紀末～17世紀前半のものと、若林城廃城後使用の17世紀後半～19世紀中頃の近世に限り区分した。器種は機能により食膳具（碗、皿、向付、小杯、鉢）と、それ以外の調理具（擂鉢）や貯蔵具（甕、壺、茶壺蓋、瓶類）、その他に大別し、16世紀末～17世紀前半のものについては、用途別の割合をみた。

#### 若林城期使用のもの（16世紀末～17世紀前半）

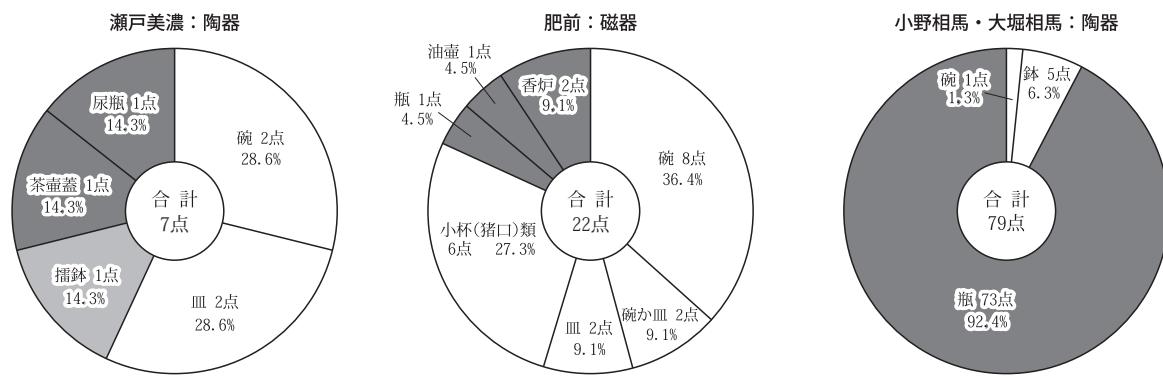
瀬戸美濃は陶器42点のうち食膳具は碗5点、碗か向付1点、向付2点、皿9点、皿か鉢1点、鉢4点、それ以外は調理具である擂鉢20点で構成される。肥前（唐津）は陶器と磁器があり、陶器19点のうち食膳具は碗2点、碗か皿1点、皿5点、皿か鉢7点、鉢2点で構成され、磁器は2点のうち食膳具である碗1点、貯蔵具である瓶1点で構成される。丹波は調理具である擂鉢38点、同じく岸窯系は擂鉢11点で構成され、双方とも食膳具などは含まれない。越前は貯蔵具である甕4点で構成され、食膳具などは含まれない。中国は全て磁器で、30点のうち食膳具である碗16点、碗か皿5点、皿6点、小杯か小鉢2点、鉢1点で構成される。

以上のことから、若林城期の陶器では瀬戸美濃と肥前の多くの器種を確認し、両産地で食膳具のほとんどを占めており、それ以外の丹波、岸窯系、越前では調理具の擂鉢や甕など1器種で構成されていることが分かる。特に擂鉢は瀬戸美濃、丹波、岸窯系など各地から持ち込まれているのが特徴的といえる。磁器では中国と肥前は碗、皿を

(2) 陶磁器



若林城期（16世紀末～17世紀初め）



若林城廢城後（17世紀後半～19世紀中頃）

□ 食膳具 ■ 調理具 ▨ 貯蔵具・その他

第327図 陶磁器の時期別器種比率

中心とした食膳具で占められ、共に似通った器種構成をみせる。全体の器種構成として食膳具は陶器41点と磁器32点、調理具は陶器69点、貯蔵具は陶器4点となり、用途別に占める割合は食膳具が50%、調理具が43.7%、貯蔵具が2.7%で、食膳具と調理具で二分している。

若林城廢城後の近世（17世紀後半～19世紀中頃）

小野相馬と大堀相馬は陶器79点のうち食膳具である碗1点、鉢5点、貯蔵具である瓶73点で構成される。瀬戸美

濃は陶器7点のうち食膳具は碗2点、皿2点、擂鉢1点、その他に茶壺蓋1点、尿瓶と思われるもの1点で構成される。肥前は磁器22点のうち食膳具である碗8点、碗か皿2点、皿2点、小杯（猪口）類6点、貯蔵具である瓶1点、油壺1点、その他に香炉2点で構成される。若林城廃城後の近世では、出土する陶磁器は時期幅に比例するものではなく少量である。食膳具は瀬戸美濃と肥前の碗と皿が殆どを占め、その他には香炉や油壺の青磁が数点ある。小野相馬と大堀相馬はほとんどが瓶類で、器種の偏りが顕著である。

### [出土地の傾向]

陶磁器は耕作土であるⅢ層や搅乱からの出土が大半を占めているため、そのほとんどが破片であり、出土状況や残存状況も良好なものは皆無で、基本層の出土地分布を検討することは難しい。一方、18世紀初めまでの遺物の42%は遺構出土のものであり、逆に18世紀以降に属する遺物はSX11以外の遺構からは出土していない。そのためここでは遺構出土のものを対象として、陶磁器の出土場所の特徴をみてみる。

**陶器** 333点出土のうち搅乱から206点、Ⅲ層から73点、遺構から54点であり、遺構出土のものは全体の16.2%である。出土量が多い遺構はSD42から14点、SX11から7点、1号樋跡から5点、SD44と小溝群8-6から4点、SK258と小溝群9-1とSK316から3点、2号樋跡から2点、他にSB6-9、SD36、SD60、SK255、SK266、SK272、SK276、SK293、小溝群8-16から1点ずつ出土している。このことからSB6周辺の溝跡や、これと重複する遺構出土の割合が多く、出土点数も大半を占めているのが分かる。特に土坑ではSK316を除く全ての土坑からの出土が目立っている。SB6周辺出土品の器種をみると、碗や皿の占める割合が合わせて18%に対し、瀬戸美濃、丹波、岸窯系の擂鉢が82%と突出して高い。またこのうちの肥前の碗1点を除き、全て16世紀末～17世紀前半のものである。

**磁器** 89点出土のうち搅乱から27点、Ⅲ層から49点、遺構から13点あり、遺構出土のものは全体の14.6%で陶器と大きな違いはない。出土がみられた遺構は、SD74から4点、SK277から2点、他にSB6-66、SD40、SD45、SD54、小溝群8-6・8、9-1から1点がある。器種は碗や皿で、少量のため陶器ほどのまとまりは認められないが、同じくSB6の周辺遺構からの出土が比較的多い。

以上のように、特に陶器においては出土位置にある程度のまとまりがみられ、器種についても特定のものが集中する傾向が認められる。これらが特定の場所に意図的に廃棄されたか否かは不明であるが、SB6の西側においては、台所建物と考えられるSB1が存在することから、少なくともこの建物とのかかわりが大きいであろうことは容易にうかがえる。

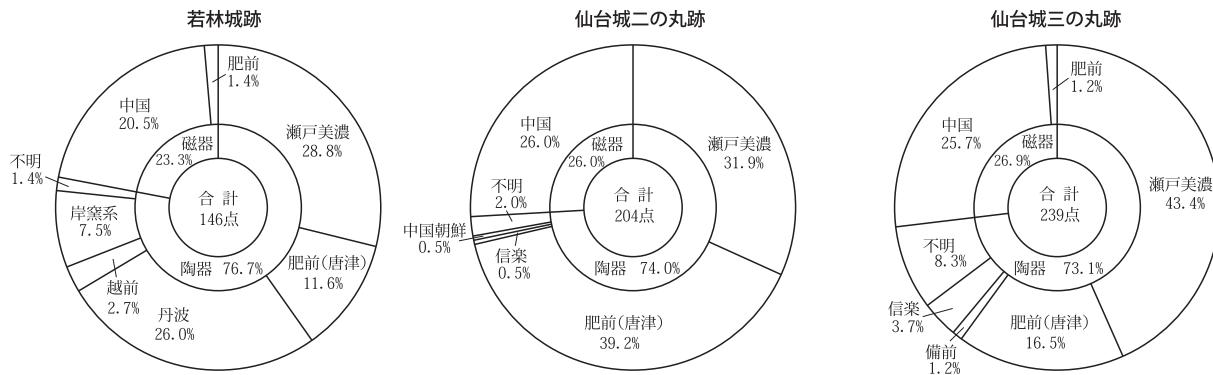
### [仙台城跡出土陶磁器との比較]

陶磁器の産地や器種組成について、仙台城二の丸跡<sup>(注1)</sup>でI期としている第9地点7・8層と16号溝出土のものと、三の丸跡<sup>(注2)</sup>でI期としている層位と遺構出土の16世紀末～17世紀前半に属する陶磁器との比較を行った。産地については両遺跡で主体となっている瀬戸美濃と肥前（唐津）陶器や、中国磁器の割合が若林城跡では若干少なく、代わりに丹波をはじめ越前や岸窯系の陶器が高くなっている。これらは仙台城跡ではみられない産地のものである。これに対し若林城跡では備前や信楽は確認できていない。また陶器と磁器の割合は陶器と磁器で7:3から8:2の範囲となり、いずれの遺跡もほぼ同程度と言えるもので、この地方の近世初期における生産と流通の様相を反映したものとなっている。

器種は用途別に組成を比較したところ、若林城跡では食膳具の割合が少なく、調理具の割合が極端に高くなっている。食膳具については、特に茶器に関わるものがほとんど認められない。擂鉢の割合が非常に高いことは、上記の通り調査場所がSB1やSB6部分を調査したことに起因していると考えられる。陶磁器類は全体の出土量の少なさから、若林城廃城後に仙台城二の丸などの城外へ持ち出されたものが多かったと想定されるが、それは主に食膳具などに該当することで、擂鉢など消耗しやすい生活品については、廃棄されたものが多かったと推定される。

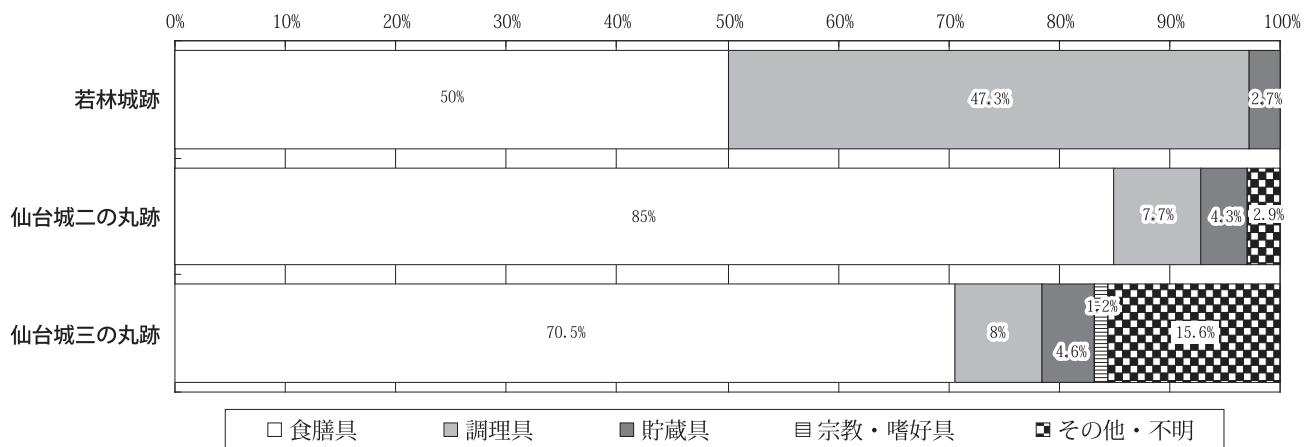
## (2) 陶磁器

以上のような状況から、表側の中でも前面にあたる今回の調査区内においては上質な食膳具や茶器などの出土が極めて少なかったが、今後城内の生活空間部分での調査において、このような陶磁器やそれを包含した遺構が確認される可能性があるように思われる。



16世紀末～17世紀前半	陶器(点)									磁器(点)	
	瀬戸美濃	肥前(唐津)	備前	丹波	信楽	越前	岸窯系	中国朝鮮	不明	中国	肥前
若林城跡	42	17	0	38	0	4	11	0	2	30	2
	114									32	
仙台城二の丸跡（第9地点7・8層, 16号溝）	65	80	0	0	1	0	0	1	4	53	0
	151									53	
仙台城三の丸跡（I期の層位と遺構）	142	54	4	0	12	0	0	0	27	84	4
	239									88	

第328図 仙台城跡出土陶磁器との産地比較



16世紀末～17世紀前半	食膳具(点)		調理具(点)		貯蔵具(点)		宗教・嗜好具(点)		その他・不明(点)	
	陶器	磁器	陶器	磁器	陶器	磁器	陶器	磁器	陶器	磁器
若林城跡	41	32			69	4		0		0
	73									
仙台城二の丸跡（第9地点7・8層, 16号溝）	123	53	16*		9		0		6	0
	176								6	
仙台城三の丸跡（I期の層位と遺構）	182	48	26		15		2	2	14	37
	230								4	

\* 鉢類とされているもの

第329図 仙台城跡出土陶磁器との器種比較

### (3) 土師質土器

近世とみられる土師質土器は3,534点出土している。出土総数に占める割合では、陶磁器1.0%に対して小破片が多いことから17.0%となり、瓦を除外し最も多い。今回の調査では土師質土器が一括して廃棄された遺構を数か所で確認したことから、残存が良好なものが比較的多く、またこれら的一部は若林城期の遺構と判断されることから、瓦や陶磁器にはみられなかった城内での土器の廃棄行為を確認することになった。土師質土器の器種は皿と焼塙壺のみで、これ以外のものが全く含まれず、当時城内ではこれらの器種に限定し使用していた可能性が高い。

#### [皿]

##### 全体の特徴

土師質土器皿は全てロクロナデ調整によるもので、そのうち123点を図化した。

全体の法量は口径5.8～17.4cm、底径3.6～10.0cm、器高1.3～4.1cmと幅があり、口径は概ね12～16cm程度、底部は7～9cm程度、器高は2.5～3.5cm程度のものの数量が多く、それより大型や小型のものも少ないと出土している。

形状は底部から口縁部にかけてわりと緩やかに立ち上がり内弯するものが殆どで、角度には多少の差がみられる一方、直線的に立ち上がるものが一部にみられる。体部の調整は原則としてロクロナデによる成形であるが、X 113のみには見込みに放射状のナデが施されている。全体の中でも特に小型であるX58・123は、体部が直立気味に外傾するため、口径と底径の差は小さいものである。またこれらの形状とは別に、X57のように口縁部が両側面から潰された、いわゆる耳皿が1点あり、他とは異なり底部には丁寧なナデ調整が施されている。

底部には原則として回転糸切り痕跡が残り、体部下端には段がみられるものがある。底部が残存する118点のうちほとんどのものは糸切り後、無調整であるが、底部の外縁に軽いナデを施し角を丸めたものが幾つか認められる。またその他にもX57・95・110・116には底部全体に軽いナデ、X105にはヘラケズリ、X26には底部及び体部外面にミガキが施されているものも僅かにある。

その他の特徴としては、X24・42・43・44・45・46・119・125・127のように口縁部付近の内外面にタール状の煤が付着するものがあり、これらは灯明皿として使用されたものと考えられる。X24・36には見込み部分にも薄く煤の付着が認められる。

##### 出土傾向

土師質土器の71.7%は遺構から出土しており、特に土坑からはSK232、SK255、SK276、SK297のように故意に廃棄した状況が確認されることで残存良好な資料が多い。SK232からはほぼ完形に近い皿4点のうち、3点が伏せて重ねられた状況で出土している。これらの特徴は丁寧に埋設されたもので、全ての口縁部には煤が付着していることである。SK255とSK276は重複した土坑で、小破片がほとんどあるが、SK255から804点、SK276から150点が出土している。SK297はSD42が改修された後に溝内に掘り込まれた土坑で、出土点数は264点である。SK232のように埋設したような状況は無かったが、復元率が非常に高いことから、あまり破損していないものを一括して埋設した可能性が高い。また付近のSD42からは890点もの出土点数があるが、その殆どは本来SK297内にあったものと考えられ、後世の溝の改修等により遺構外へ出たものとみられる。このSD42出土品を含めてみた場合、廃棄された皿の点数は45点以上と推定される。

土師質土器においては、陶磁器類のように生活用具として長い期間使用されるものとは異なり、一般には儀式や宴会等の一時的使用を前提とした消耗品という性格を有するものと考えられているが、以上のような廃棄や埋設の在り方はそれを裏付けるものと考えられる。

##### 法量による分類

皿は主に口径の違いにより5つに分類した。分類の基準は集計した口径値のまとまりを考慮し、これに尺度に

### (3) 土師質土器

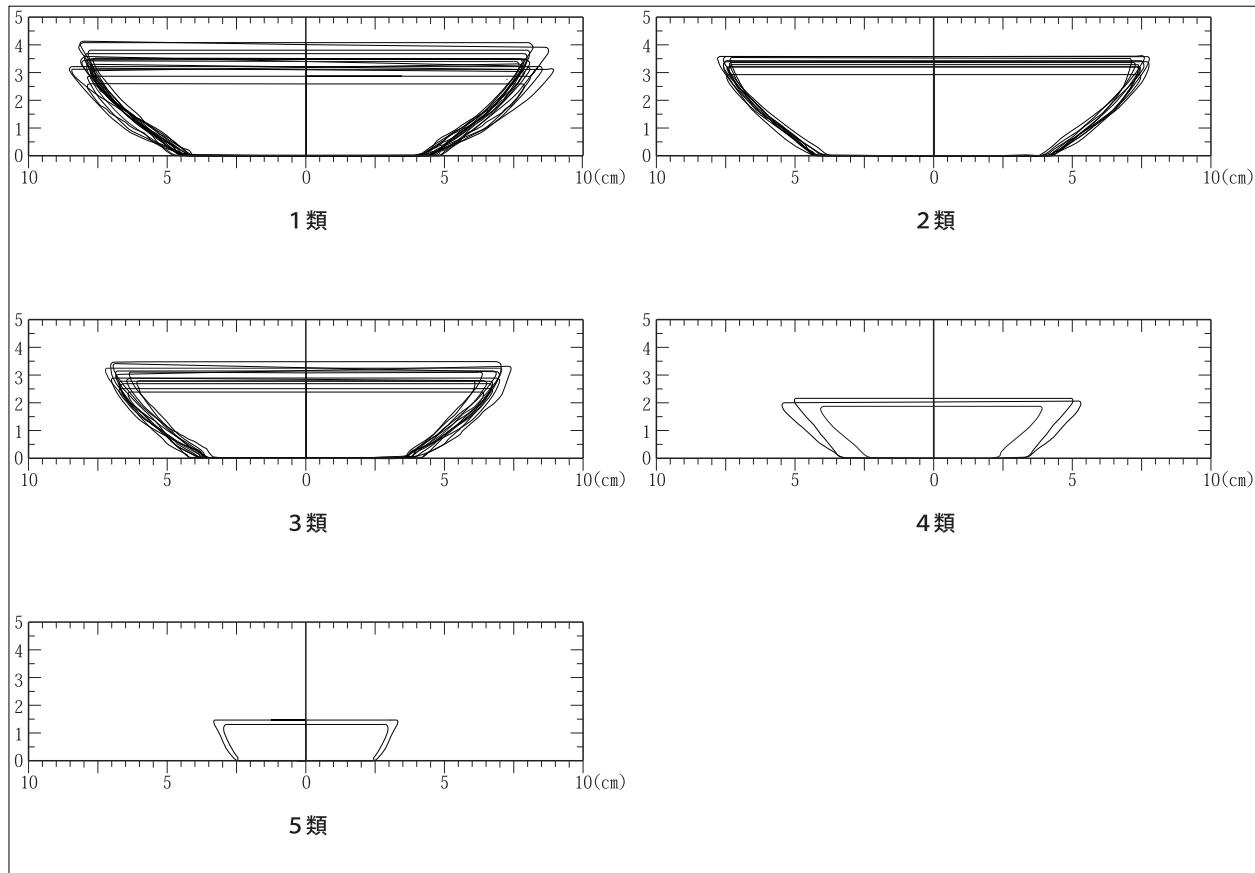
より規格も想定し、5寸以上(15.5cm以上)を1類、約5寸(14.5~15.4cm)程度を2類、4~5寸(11.5~14.4cm)を3類、2寸5分~4寸(7.0~11.5cm)を4類、2寸5分以下(6.9cm以下)を5類とした。

**1類** 資料数は18点で、口径は最大で17.4cm、底径は8.1~9.5cmあり、口径と比較してほぼ一定している。平均底径／口径比は0.55と類型の中で最も低く、体部の傾きが緩やかなものが多い。器高は2.6~4.1cmで幅があり、中にはかなり扁平気味のものもある。

**2類** 資料数は14点で、口径が14.5~15.4cmとほぼ一定の規格性をもち、底径が7.8~8.9cm、器高が2.9~3.6cmと口径同様にまとまっている。平均底径／口径比は0.56で1類に近い。他のものと比較し、口径が15cm前後に集中す

分類(資料数)	1類(18)	2類(14)	3類(13)	4類(3)	5類(2)
<口径>	15.5cm以上	15.4~14.5cm	14.4~11.5cm	11.4~7.0cm	6.9cm以下
	5寸以上	5寸	5寸~4寸	4寸~2寸5分	2寸5分以下
口径(cm)	最大	17.4	15.4	14.4	10.8
	最小	15.6	14.5	12.2	8.0
底径(cm)	最大	9.5	8.9	8.4	6.8
	最小	8.1	7.8	7.0	4.8
器高(cm)	最大	4.1	3.6	3.5	2.1
	最小	2.6	2.9	2.4	1.9
平均底径／口径比	0.55	0.56	0.56	0.63	0.78

第24表 土師質土器皿の類型別法量比較



第330図 土師質土器皿の類型別法量・形状比較